

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 9 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

平成27年9月16日

開　　議	9 時 30 分
日程第 1	一般質問

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○井神議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、山本重信議員、11 番、吉本勸曜議員、2 番、宮本要代議員、10 番、田畑昭二議員、14 番、市來利恵議員、15 番、増田浩二議員、16 番、尾和弘一議員、以上 7 名の方から通告を受けております。

質問時間 60 分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

通告 1 番、7 番、山本重信議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

山本重信議員。

○山本議員 7 番議席の山本です。議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問を 2 点にわたってさせていただきます。

1 点目が岩出市の歴史資料作成について、2 点目が各審議会の開催について、2 点を質問いたします。

まず 1 点目、岩出市の歴史資料作成について質問をいたします。

現在の岩出誕生は昭和 31 年、旧岩出町、山崎村、根来村、上岩出村並びに小倉村の一部、船戸・山崎とが合併し、新制岩出町として、住民 1 万 3,000 人余りでスタートしました。その後、皆様ご存じのとおり、現在、住民 5 万人を超え、単独の岩出市が誕生いたしました。

現在は、戦後 70 年を迎え、古く郷土の歴史をご存じの皆様が高齢となられ、岩出をひもとき解説できる皆様がごく少数になられてきております。

一方、新しく岩出を郷土として誕生された子供たちがふえ続けております。これらの子供たちや、近年、移り住まわれた方たちのためにも、昔の岩出はどのような形態をしていたのか。岩出の命名はどのようないわれがあるのか。また、暮らしぶりを含めた資料が必要だと考えます。毎年行われている岩出かくばん祭りが、高野山での権力争いの末、現在の根来に移り住まわれたと、事実等が正しく認識させる必要があると考えます。

また、その他、内部的な資料として、郷土の誕生、自然、災害、根来寺、産業、

教育、戦時中の出来事、文化財等々を項目別に申し上げると、数時間必要ですので省略させていただきます。簡単に述べさせていただきます。

近年を見てみますと、各幹線道路がつくられ、高速道路の京奈和道の開通式も、先日、インターチェンジでとり行われました。これが、そのときの写真です。

昔、橋のない時代に渡船で通行されていた紀の川も、間もなく4車線の新岩出橋が形成されます。このように大きく変貌してきております。また、先年、根来にて発生した土砂崩れにより、中央構造線地震による断層ずれが発見され、大学教授の解析が行われ、資料として作成され、現在、学校授業として有効に活用されております。

また、昔からの民話や子守歌、言い伝え、戦争体験等の資料が少なく、県立図書館にも、岩出図書館にもほとんどありません。この絵が、岩出図書館の岩出コーナーの部分は、これ1個です。これしか資料的には残っておりません。早急に、個人宅や古書店等で見つけ次第、保存がぜひとも必要だと考えます。

また、これらの出来事をご存じの高齢者の方たちが元気でおられるうちに、岩出市の歴史資料として作成し、また学校でも役立ててほしいし、後世にも残すべきだと考えます。

そこで質問です。

1点目、岩出市の過去から現在、未来にわたる歴史資料を作成すべきだと考えます。

2点目、岩出の民話等の現存する資料を早急に個人宅や古書店等でそろえ、後世に伝えるべきだと考えます。

3点目、地方の言い伝えや慣習、また、子守歌等を聞き取り保存すべきだと考えます。

以上3点、答弁をお願いします。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 おはようございます。

山本議員一般質問の1番の1点目、「岩出市の過去から現在、未来にわたる歴史資料を早急に作成すべきだと考えます。」に、お答えします。

本市の発祥は古く、縄文時代より幾多の変遷を経て今日に至り、その長い歴史の中で大きく変わってきました。この変遷を取りまとめた代表的な歴史資料としては、昭和51年に刊行した岩出町史がありますが、以後、新たな市史などの歴史資料は刊

行されていません。岩出町史が刊行されてから既に40年近くの歳月が過ぎました。平成18年4月には、住民の待望であった単独での市制施行が実現しています。この間、岩出市は大きく発展してきました。

幹線道路の整備に伴い、多くの量販店等が進出するとともに、人口も約2.5倍に増加するなど、飛躍的な発展を遂げてまいりました。市制施行10周年を迎えようとしているこの時期に、議員ご指摘の歴史資料を作成することは、大変重要な意義があるものと認識しています。こうしたことから、教育委員会、生涯学習課、岩出図書館において、まずは資料の収集等を中心に取り組みを始めています。

次に、2点目の「岩出の民話等の現存する資料を早急に古書店等でそろえ、後世に伝えるべき」について、お答えします。

岩出図書館では、開館以来、民話に限らず、新刊の郷土資料はもちろんのこと、過去に出版された郷土資料についても収集してまいりました。過去に出版された郷土資料に関しては、現在、流通していないものが多いとあるため、市広報などにより、郷土資料の寄贈を広く市民の皆様に呼びかけるとともに、和歌山県立図書館等から郷土資料に関する情報収集を行い、古書店等から購入するなど、さらなる郷土資料の充実を図ってまいります。

次に、3点目の「地方の言い伝えや慣習、また、子守歌等を聞き取り保存するべき」にお答えします。

当地域には、古くから語り継がれてきた伝説や民話などの伝承文化があり、子守歌では、「根来の子守唄」が今日まで歌い継がれてきています。このような伝承文化は、主に口承による語りの文化であります。伝承地域の歴史や風土、特色、文化などとともに、世代を超えて保存すべき大切なものと考えております。地方の伝承文化については、平成5年度から平成12年度にかけて、本市の民俗の基礎資料を得る目的で、市内4地区を対象に、地域に残る古くからの言い伝えや民話、風習や行事など失われつつある暮らしの文化等について聞き取り調査を行い、その成果をまとめております。

「根来の子守唄」については、平成12年にデジタル媒体としてCDを作成し、保存しております。また、教育委員会では、本年度、根来小学校と協働で、児童や保護者を対象に、「根来の子守唄」の歌詞にまつわる民話などの読み聞かせや講座、講演会を企画し、ふるさとに対する理解を深め、伝統文化を尊重する心を養う授業を行っておりますが、これらの成果を広く市内の小中学校にも還元していくこととしております。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

(なし)

○井神議長 これで山本重信議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

山本重信議員。

○山本議員 ありがとうございます。ぜひともいい資料を作成していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

2点目の質問です。

各審議会の開催について、質問をいたします。

各審議会、たくさんございますが、開催されない審議会があると伺いました。私の知っている岩出市の環境を守る審議会、昨年7月10日、審議委員交代後、1回目が開催されました。そのときのお話では、次回開催は昨年の10月に予定をしています。また、年4回の開催を予定していますとのお話でしたが、ところが、昨年予定されていた10月に開催されませんでした。そればかりか、この大切な審議会、いまだに開催されていません。なぜなのか、私は理解に苦しみます。

環境問題を地球温暖化で見えますと、気候変動による生態系の影響、酸性雨問題、現状では大気汚染、水質汚濁、土壌汚染が問題視されています。これらは先進国による大量生産、大量消費、大量廃棄によるものだと考えます。

また、近年では、世界中で異常気象が伝えられ、集中豪雨や台風の発生、同時に竜巻が国内外、頻繁に発生をして大きな被害を出しています。その他、日本でも、地震により原発事故が発生し、深刻な環境汚染を引き起こしています。これらを防止するために、世界で国際環境条約が締結されています。一部紹介しますと、1975年、ラムサール条約、1988年、オゾン層保護ウィーン条約、1997年、京都議定書、2004年、ロッテルダム条約等々の16の枠組みが締結されています。

世界と日本の動きを少し紹介しますと、世界では、ゼロ・ウェイスト、ごみ量をゼロに限りなく近づける政策、取り組みとして、オーストラリア・キャンベラでは、資源ごみの回収システムづくり、ごみの堆肥化の教育プログラムづくり、住民へのごみ政策と状況の定期的報告、日本では徳島県上勝町の2020年までに焼却・埋め立てごみゼロ宣言で取り組まれています。余談ですが、岩出市でも大阪湾に埋め立てを依頼し、現在、埋め立てております。

このように世界規模で取り組みがされている中、岩出市でも、ごみの有料化実施

後のごみ量の推移等で対策を考えていかなければならない大切な時期なのに、重要な会議が開られない。当初３年間で減量目標としていたごみ量の推移がつかめない。再三再四にわたって審議会の開催を申し入れましたが、ことし８月を過ぎても開催されません。実に14カ月開催されていません。なぜ開催されないのか、私には理解できませんし、同時に不思議でなりません。

岩出市の環境を守る審議会条例の附則の部分の中に、この豊かな自然と共生する住環境が市の魅力となり、多くの人が集い、活力あふれるまち、ふれあいのまちを築き、私たちに安らぎや潤いを与えるもので、これらを良好な環境として保全し、育てることが私どもの使命であるとされております。

また、運営に関する規則では、第２条で、審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査、審議をする。内容は、良好な環境の保全に関する基本的事項に関すること、また同じく、講ずる施策に関すること。２項では、市長に意見を述べるができるようになっております。このように諮問を受けたときだけでなく、市長に意見を申し上げることも記されております。これもできません。

このような大切な会議、何度申し入れても開られない。生活環境課、ごみ袋の配布課ではないはずです。

一方、市では、現在、国体に向けて、活動で話題が沸騰しております。国体成功のため、私もボランティアで参加しておりますが、考えてみてください。この国体、数十年に一度の一過性の行事です。成功させれば、それで終わりです。

ところが、環境問題では、現在、火山の噴火や集中豪雨の堤防決壊による重大災害が発生しております。「賢者は歴史に学ぶ」の言葉のように、過去も現在も未来永劫、気の抜くことのできない大きな課題だと考えます。

現在のように、開催する必要のない審議会なら、条例改正して廃止すべきです。

そこで質問です。

各審議会の開催について。

１点目、各審議会がございますが、各審議会の年度開催予定回数と実回数、開催する理由とその根拠をお聞かせください。また、開催されない場合、理由等があればお聞かせください。

２点目、岩出市の環境を守る審議会は、なぜ14カ月も開られないのか。言いわけは結構ですので、理由があれば聞かせてください。

以上２点、答弁願います。

○井神議長　ただいまの２番目の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 おはようございます。

1 点目、各審議会の開催につきまして、各部局のほうから順次お答えをさせていただきます。

まず、市長公室ですけれども、市長公室では、岩出市名誉市民審議会、それから岩出市長期総合計画審議会を担当してございます。

名誉市民の審議会の開催につきましては、推薦決定の審議が終了するまでということでございまして、前は町制の時代でありました、名誉町民ということでしたが、これについては、平成9年の2月24日に開催しまして、翌日に答申をしてございますので、回数は1回でございました。

それから、長期総合計画審議会につきましては、長期総合計画の策定についての調査及び審議を行うもので、基本構想部分と基本計画部分に分けて審議をいただくため、回数は、素案の策定まで5回程度ということでございます。

それから、担当課としましては、目的を達成するため、計画性を持って取り組んでおりますが、審議会を運営していくには、事前の準備がどこまでできるのか、また委員さんとのコミュニケーションということですので、スムーズに運営できるような調整も必要だと考えてございます。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 次に、総務部所管の関係でございます。

総務部所管では、岩出市特別職報酬等審議会がございまして、開催の予定回数については、年2回程度でございます。平成26年度は2回開催いたしました。開催する理由と根拠につきましては、特別職等の報酬額が適切であるかを審議していただき、市民の意見を報酬に反映するため、開催するものでございます。特別職等の報酬額を改正するに当たり、より公正を期する必要があるため、第三者機関の意見をいただいております。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

事業部の都市計画課で所管している審議会について、お答えします。

岩出市都市計画審議会条例に基づき設置されている岩出市都市計画審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画の方針や都市施設の計画決定などについて審議していただくために、定期的にではなく、随時開催しております。



○井神議長 上下水道局長。

○中井上下水道局長 山本議員ご質問にお答えいたします。

上下水道局所管の審議会は、岩出市公共下水道事業運営審議会と岩出市上水道事業運営審議会がございます。

まず、岩出市公共下水道事業運営審議会の実回数についてですが、年度ごとに異なりますが、年3回から9回開催しております。

岩出市上水道事業運営審議会は、今年度、4回の開催を予定いたしております。

いずれの審議会も市長の諮問に応じて開催するものであり、事業の進め方や料金体系などについて、今後の市の進むべき方向性を審議いただき、安定した経営と市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 おはようございます。

山本議員ご質問の2番目の1点目と2点目について、一括してお答えします。

岩出市の環境を守る審議会の平成26年度における会議開催予定回数は4回、実回数は2回となっております。

会議の開催については、平成13年度に岩出市の環境を守る条例及び岩出市の環境を守る審議会の組織及び運営に関する規則が施行され、会議の開催回数の定めはありませんが、必要に応じて会議を開催してまいりました。平成13年度以降、会議の開催した年度の状況を見ますと、開催の少ない年度では年1回、多い年度では年4回開催しているところです。

主な案件といたしましては、一般廃棄物処理基本計画、岩出クリーンセンター建設事業、ごみ減量化、地球温暖化対策及び家庭系可燃ごみの有料化事業となっております。近年の案件は、家庭系可燃ごみの有料化事業が主となっております。

審議会の会議を14カ月間開催しなかったことについて、平成26年7月の審議会において、今後の審議会についてを議題とし、平成26年10月開催を含め、あと2回の会議の開催予定を報告いたしました。開催しなかった理由については、10月開催予定の審議会では、一般廃棄物ごみ処理基本計画中間見直しの方向性についてを議題として、小型家電リサイクルシステム構築実証事業及び生ごみ水切り堆肥化モニター事業の検証の結果報告とあわせてご審議いただくことを計画しましたが、資料収集及び審議会資料の作成が進まず、一般廃棄物ごみ処理基本計画中間見直しが審議会に諮問できる内容に至っていないと判断し、会議の開催をおくられたところです。その後の開催について、時期を逸し、年度末を迎えるに至りました。

今年度早々に会議の開催を計画いたしましたが、家庭系可燃ごみの有料化事業が6月末で3年を迎えることから、家庭系可燃ごみ有料化事業に関する3カ年報告案と小型家電リサイクルシステム構築実証事業及び生ごみ水切り堆肥化モニター事業の検証結果報告をあわせて検証することで、総合的に審議が行えると考え、現在に至っているものです。

このたび、平成24年7月から平成27年6月までの数値等をまとめ、家庭系可燃ごみ有料化事業に関する3カ年報告案を作成しましたので、9月25日に今年度第1回の会議を開催させていただきます。

なお、10月以降の平成27年度の会議の開催については、あと2回を予定しております。今後は、条例及び規則に基づき、必要に応じて随時開催するよう努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

山本重信議員。

○山本議員 ただいま答弁をいただきましたが、私が考えますのは、このような審議会、1つの担当部署だけが考えるのではなく、委員皆様がそれぞれの立場で、知恵をお持ちですので、皆様のご意見を伺い、また出し合い、一緒に考えるべきだと思います。

以前、ダイオキシン問題が発生したときに、私たち委員は大いに力になったと思っております。誤解のないように申し上げておきますが、このダイオキシン問題、国の基準は達成しているが、岩出市の基準を達成していなかった問題です。このような問題等々でも、私たち委員は問題解決に大きく貢献してきたと思っております。

国会では、集団的自衛権問題、解釈改憲で乗り切ろうとしておりますが、私たちは、今回の問題、「覆水盆に返らず」のことわざもございしますが、一度白紙に戻して、会長の選出から始めなければなりません。今後、委員皆様に知恵を出し合い、進めていただきたいと思います。

私は、この環境問題、市役所の各部署の中で不要な部署はありませんが、その中でも生活環境課、最重要部署だと思っております。

詩人の良寛の詩に、「散る桜残る桜も散る桜」の詩がございしますが、この桜のように散らしてはいけません。今後ますます重要な環境問題です。まず会議を開かないと前に進みませんので、早急に開いてほしいと考えています。

最後の今後の方針等を含めたご見解があれば伺います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

山本議員再質問にお答えいたします。

環境問題は市民生活に関係が深く、よりよい生活環境を確保していく上で、委員の皆様方のご意見をいただくことは重要なことであると十分認識してございます。会議の開催につきましては、審議会は、先ほどの答弁にもありましたが、諮問機関であるとともに、会として提言できる性格のものでございます。今後は定例的な開催、また必要に応じての随時開催を含めて検討し、今回のようなことが起こらないように徹底していきたいと思っております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これで山本重信議員の2番目の質問を終わります。

以上で、山本重信議員の一般質問を終わります。

通告2番目、11番、吉本勸曜議員、発言席から質問をお願いします。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、11番、吉本勸曜、一般質問をさせていただきます。

堀口プールの事故についてということで、一般質問をさせていただきます。

今回の議会は、国体を控えた議会であることから、国体に集中しなければならない職員さんの負担も考え、会期を前倒しという経緯があり、私としては一般質問は控えようと考えていたところではありますが、8月31日の議会開会日において、平松教育長から、岩出市民プールで発生した事故についての報告がありました。事故に遭われた子供さんの一日も早い回復を願うばかりではありますが、市議会議員としても看過できない問題でありますので、この問題だけを取り上げて、一般質問をさせていただきます。

今回の市の施設での事故は重大な問題であり、二度と発生させてはいけないことは言うまでもありません。不幸にも起こってしまった事故ではありますが、なぜ今回のような事故が発生したのか、事前に防げなかったのか、原因はどこにあったのか等、原因を究明するとともに、できる対応策を全て講じて、今後の運営をより安全・安心なものにしていかなければなりません。

今回はそういった視点に立って、3点質問をさせていただきます。

まず1点目に、事故発生時の状況と対応について明らかにしたいと思います。

まず、事故発生当日の来場者は何人ぐらいあったのか、把握していると思いますので、お答えください。

次に、事故に遭われた児童はどういった行動をとっていたのか、把握できている部分で結構ですので、お答えください。

また、事故の発生を確認した段階で、どのような対応をしたのかであります。当然、プールから引き上げた後、人工呼吸等の応急処置をしているものと考えますが、現場でのどのような対応をしたのか、お答えください。

さらに、当日はドクターヘリが来ていたということですが、消防署や警察署への連絡について、どのようなタイミングで通報したのか等、事故発生から病院に搬送されるまでの状況や対応の経過について、時系列でお答えください。

また、病院では集中治療室で治療が続けられているということですが、親御さんや家族の方々は眠れない日が続いていることと思います。そんな状況の中で、ご家族に対して、対応はどのようにされてきたのかをお聞きいたします。

次に、2点目、運営状況と安全管理対策について、お尋ねいたします。

市民プールは、児童生徒の夏休み期間を中心に、市民の皆さんに親しまれ、毎年多くの方が泳ぎに来られています。多くの不特定多数の方が来られる施設として、毎日の運営は大変なものと思いますが、こういった施設に求められることは、みんながけがも事故もなく、安全・安心に泳げることであります。楽しいプールも1つ間違えば命にかかわる事故と隣り合わせであることを認識した上で、安全管理には十分な対応が必要であることは言うまでもありません。

市職員だけでなく、管理人及び監視員を配置し、事故の未然防止に努めていることと思います。しかし、水の怖さを知らない子供たち、予測することができない行動をとる子供たちを完璧に事故から守っていくということも難しいことであると思いますが、現状の市民プールにおける監視体制はどうか、何人体制で監視しているのか、また、監視員の業務とは監視するだけなのか、ほかにどのような業務を担当しているのか、お答えください。

また、監視員の方に対しては、監視をするに当たって、指導といいますか、教育が必要と思いますが、安全対策面も含めて、監視員への指導、教育はどのようにしているのか、お答えください。

それから、先日の教育長の報告にもありましたが、大きいプールは小学校3年生

以下の子供は保護者とともに入るよう、看板や放送で呼びかけているとのことでしたが、保護者の方々が本当にこのことを認識しているのかどうか疑問であります。そこで、どのような看板を設置しているのか、また、放送はどのような頻度で行っているのか、お答えください。

今お聞きしたことは事前の安全対策、いわゆる、リスク管理ができていくということをお聞きしたわけですが、施設の運営において、効率的に安全を確保していくための安全管理マニュアル、また事故が発生した場合は命にかかわることもありますので、人工呼吸やAEDの操作等、また今回のように、事故者の家族に対する対応についても、しっかりとした対応が必要でありますので、事故発生後の対応マニュアルも必要と考えますが、こういったマニュアルは既に作成されているのか、お聞きします。

最後に、3点目、管理者としての責任と今後の対応について質問いたします。

市町村は公共サービスを提供するため、プールだけでなく、さまざまな公共施設を設置し、維持管理・運営していますが、そこでは常に事故が起こる可能性をはらんでいることは言うまでもありませんので、設置管理者として事故の発生に備えて、どのように対応しているかが問われると思います。

2006年7月30日、ふじみ野市の市営プールで、小学校2年生の女児がプールの給排水口に吸い込まれるという死亡事故が発生しましたが、当時のプールの安全管理基準は、省庁によって異なっていたことから、国土交通省、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省等で連絡調整会議を立ち上げ、2007年3月29日にプールの安全標準指針を公表しています。

この指針では、プールの安全利用のための施設基準と事故を未然に防ぐ安全管理について明記されています。この指針に基づき、全ての分野での安全の確保には、1つは、施設や設備等が安全に設計あるいは設置されているかという技術的側面、2つ目に、利用者や監視人が注意をして、安全に利用するという人間的側面、3つ目に、安全管理や安全基準、時には法律などの仕組みに相当する組織的側面の3項目がお互いに関連していると言われています。このことを踏まえ、市民プールの現状はどうか、お聞きいたします。

最後に、これは最も大事なことでありますが、今回の事故の経過から、今後の再発防止という観点から、どのようなことが考えられるのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 吉本議員のご質問、堀口プールの事故についての1点目、事故発生の状況と対応について、お答えいたします。

まず、当日の来場者につきましては、午前11時現在のカウントによりますと、大プールでの遊泳者13名、小プールでの遊泳者22名でありました。

次に、事故に遭われた幼児の行動ですが、午前11時5分から休憩時間までは小プールにいたことは確認できていますが、その後から事故発生までの行動についてはわかりません。

事故発生から病院へ搬送されるまでの状況や対応についてですが、午前11時10分過ぎ、監視員と本児の母親が大プールの南東隅の水中で本児がうつ伏せ状態で浮かんでいるのを発見し、その監視員がすぐさま本児をプールサイドに引き上げ、女性の来場者と胸骨圧迫や人工呼吸を始めています。別の監視員が事務所へ連絡し、事務所から連絡を受けた生涯学習課副課長が、救急車を要請いたしました。また、これと同時に、状況に気づいた小プールの監視員も応急処置に加わるとともに、事務所へ連絡した監視員も応急処置に加わりました。

また、事務所で休憩中の監視員がAEDを持ってきて、使用を試みましたが、AEDからはショックは不要であることと、胸骨圧迫と人工呼吸を指示するメッセージが流れたため、救急車が到着するまでの間、引き続き胸骨圧迫と人工呼吸を行いました。

11時28分ごろ、救急車が堀口プールに到着し、救急隊員が本児の状況を確認した後、ドクターヘリを要請いたしました。間もなく救急車は大宮緑地公園に向け出発し、12時4分ごろ、ドクターヘリは和歌山県立医科大学附属病院に向け離陸しております。

なお、警察へは、救急車が大宮緑地公園に向け出発した後、連絡しています。

ご家族への対応につきましては、誠意を持って対応することを基本とし、教育部次長がドクターヘリの離陸とともに、車で病院に向かい、その後、生涯学習課の職員も病院へ駆けつけ、ご家族の方々とともに、本児の容体を見守りました。

翌日の8月28日は、午前11時ごろから午前11時30分ごろまで、8月29日は、午後2時30分ごろから午後7時ごろまで、8月30日は、午前10時ごろから午後5時ごろまで、職員が病院を訪問していましたが、8月30日にご家族から何かあれば連絡するので、毎日来てくれなくてもいいですよという話があったため、8月31日、本児

の父親との電話連絡のみとしています。しかし、その際にも、父親から、何かあればこちらから連絡しますというお話があったため、それ以降の連絡は待っている状態です。

次に、２点目の運営状況と安全管理対策について、お答えします。

まず、市民プールの監視体制ですが、当日は大プールに監視員２名を、小プールに監視員１名を配置していました。監視員の業務につきましては、１、プール内外の清掃、２、プール場内の監視、３、プール場外の監視、４、水質管理、５、場内放送等を行っています。

監視員への指導・教育につきましては、管理人・監視員説明会において、業務内容や事故等の対応について行っております。来場者への注意喚起の看板や放送につきましては、文部科学省、国土交通省発行のプールの安全標準指針を参考に、市民プールご利用上の注意という看板を受付入り口に設置しているほか、更衣室入り口には、保護者同伴でない小学生３年生以下のお子様は遊泳できませんという看板を設置しています。

また、プール場内には、大プールの北側と東側には、小学３年生以下のお子様の大プール利用の際は、保護者の方も一緒に入水してくださいという看板を初め、ほかにも注意喚起の看板を大小どちらのプールにも設置しています。

さらに、入場者に注意を促すため、禁止事項や危険に対する注意事項など１４項目の内容について、休憩時間ごとに放送を流しています。

マニュアルに当たるものとしては、岩出市民プール（堀口・東公園）臨時職員勤務（監視・管理）要領を作成しております。

次に、３点目の管理者責任と今後の対応についてお答えします。

今、ご指摘いただきました３項目につきましては、日ごろの保守点検や注意喚起等、安全確保に努めてきたつもりであります。このような事故が起こったということを設置管理者として非常に重く受けとめております。今回の事故をもとに、新たに検証を行っているところであります。再発防止につきましても、現在、なお課題等を検証しているところであり、明らかになった課題に基づき、できるだけ早いうちに取りまとめたいと考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 入場者に利用のルールや注意事項を周知し、守っていただくということ

は、ルールの安全標準指針の中で、プールを安全に管理するためには、利用者への適切な注意や警告を行うことも有効であり、排水口の位置等危険箇所の表示、プール利用に際しての注意、禁止事項、毎日の点検結果等、利用者の見やすい場所に見えやすい大きさに掲示することが望ましいとあります。堀口プールにおける具体的な看板の位置や放送の頻度はお答えいただきましたが、その内容はどんなものであったのか、さらに詳しくお答えください。

また、このことに関連して私からの提案ですが、利用者に注意して利用していただくという面においては、私は小さい子供さんに同伴してくる全ての保護者の方々に、監視員としての役割を担っていただくことを理解していただき、協力していただくことが非常に大事なことであり、監視員と保護者との協働ということを強力に推し進めていただきたいと思います。

また、物理的な面から言えば、保護者の方々がどこにいるかです。スペースの問題もありますが、大プールと小プールの間の部分に保護者の方々が子供たちを見守るスペースが確保できないでしょうか。多くの目で子供たちの動きを監視できる体制づくりも不可欠ではないでしょうか。

今回の事故の発生は、市民プールだけの問題ではなく、スポーツ施設、文化施設等、多くの市民の方が利用する施設を設置運営している教育委員会に対する信頼ということにまで及ぶ問題であると思います。私は、今回の事件は、市民プールだけのものではなく、全ての施設の問題として捉えなければならぬと考えております。

市民プールの事故については、徹底的な事故の検証を行い、再発防止はもちろんのこと、他の施設においても事故を発生させない運営に生かしていかなければならないと思います。

そういった意味で、これはプールではありませんけれども、根来の若もの広場のフェンスであります。フェンスの手前にボールの外に出るのを防ぐのか、ネットが張られております。そのネットが人の顔の高さにあるんですね。それが同じネットとフェンスの色でありまして、なかなかそれに気づくのができないというところがあります。私も一度顔を打ったことがありますし、ソフトボールなんかで球を追いかけるときなんか大変危ない状況にあると思います。せめて地上から一番低いネットのワイヤーの部分だけでも違う色に塗って、確認しやすいような状況にするということも必要ではないかなというふうに思います。

このように放っておいたら、大きな事故につながりかねないものがほかにもあるんじゃないでしょうか。ぜひ確認していただき、対応していただきたいと思います。



が、施設面での安全は、管理者として最も基本的な責任であります。施設の安全管理、点検の徹底は、基本中の基本と捉えていただき、定期的な点検はもとより、職員や市民の皆さんからの声を聞き、すぐに対応するという体制の構築も必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　吉本議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の１点目、看板や放送の具体的内容について、お答えします。

まず、看板につきましては、市民プールのご利用上の注意という看板を受付入り口に設置しています。この看板には、１つ目に、次の項目に該当する方は入場をお断りしますという内容で、医師に遊泳を禁止されている方など４項目、２つ目に、プールの利用制限、ルールという内容で、保護者同伴でない小学３年生以下のお子様は遊泳できませんなど５項目、３つ目に、禁止事項という内容で、プールへの飛び込み及びプールサイドを走る行為など１３項目を記載しています。

さらに、更衣室入り口には、保護者同伴できない小学３年生以下のお子様は遊泳できません。保護者１名につき同伴できるお子様は２名まで、水着を着用しない保護者は同伴とは認めませんという看板を設置しています。

プール場内ですが、大プールの北側と東側には３種類の看板、すなわち小学３年生以下のお子様の大プール利用の際は、保護者の方も一緒に入水してくださいというもの、プールサイドでの食事・喫煙は禁止ですというもの、飛び込みは禁止です、プールサイドは走らないでくださいというものを掲示しています。

小プールには、大プールに設置しているものと同様、食事・喫煙の禁止の看板と飛び込み禁止、走らないという看板のほかに、小プールは滑ることがありますのでご注意くださいという３種類の看板を南北のフェンスにそれぞれ掲示するとともに、滑り台のそばには、乳幼児の滑り台の使用は保護者同伴の方に限りますという看板を設置しています。

また、１時間ごとに遊泳者体力回復のために、全員プールサイドに上がって休憩していただいております。その際に放送を流しています。具体的な内容といたしましては、プールサイドを走らない、飛び込みは一切禁止などの禁止事項や、小さいお子様連れの方はプールに入られるときは必ず一緒に入水してくださいなど、危険に対する注意喚起など１４項目の内容になっています。

次に、議員ご提案の監視員と保護者の協働について、お答えします。

看板や放送により来場者に対し注意喚起や警告を行っていますが、先ほどご指摘されたように、子供たちは思いがけない行動をすることがあります。そういった意味で、議員ご提案の監視員と保護者との協働は重要であると考えておりますので、今後、さらに協働を進めてまいります。

また、プールで保護者の方々が子供たちを見守るスペースの確保につきましては、今後検討してまいります。

次に、他の施設等の安全について、お答えいたします。

他の施設・設備につきましては、学校の遊具等を含め、職員による日ごろの巡回や、安全点検表に基づいた毎月の安全点検、専門業者による定期点検等を実施しております。点検の際に判明した異常については、異常の程度を考慮の上、即座に使用を禁止するもの、改修・修理を行うもの、年次計画的に予算措置を行い、順次改修・修理するもの等に分け、対応しております。

なお、議員ご指摘のフェンスにつきましては早急に確認し、対応するとともに、二度と同様の事故を起こさないという観点から、教育委員会が管理する全ての施設・設備の総点検を指示いたしました。

○井神議長 再々質問を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 今回の事故が発生しましたプールは教育委員会の所管であり、現在、教育委員会において、さらに詳しい調査をしているということではありますが、ぜひ、今回の事故の経緯や要因等について、その全容を調査・確認し、さまざまな観点から総括的に検討していただきたいと思います。その上で、再発防止については、できるだけ早期に完成させ、万全を期していただきたいと思います。

最後に、市の職員の皆様に申し上げます。市の施設において、不幸な事故は絶対に発生させてはならない。そのためにもっと汗をかいていただきたい。このことを指摘しておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の市答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 吉本議員の再々質問にお答えします。

先ほども申しましたけれども、今回の事故につきましては、市の施設で起こった事故であるということをお大変重く受けとめております。現在、課題や再発防止策等について検討を進めているところでありますが、二度と同じ事故を繰り返さないようにするため、教育委員会が一丸となって取り組んでまいります。

○井神議長 市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

堀口プールの事故につきましては、市の施設で起こった事故であるということ、大変重く受け取っております。この事故につきましては、徹底した原因究明を行い、二度と同様の事故が起こらないよう、再発防止に努めてまいります。

市行政を進めるに当たっては、市民の安全をいかにして守ることが非常に重要であります。それは学校を含めた教育施設だけに限られたものではなく、市の公共施設、道路、衛生、保育所など市の全ての部局に及ぶ内容であります。今回の事故を教訓として、さらなる市民の安全確保と事故の未然防止に取り組んでまいります。

○井神議長 以上で、吉本勸曜議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時35分)

再開 (10時45分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、2番、宮本要代議員、発言席から総括方式で質問を願います。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先日の台風により被害に遭われた関東・北陸の皆さん、また関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興をお祈り申し上げます。

8月30日から9月5日は防災週間であり、9月1日は防災の日でした。この時期は台風や秋雨前線の停滞などによる大雨の被害など多く発生するため、自然災害についての知識を深め、備えを強化して、防災力を高める日であり、週間です。

ことは9月6日の防災訓練は、雨で会場となった小学校体育館で、負傷者の救出方法や蘇生法など訓練を受けました。1年に1回の参加ですが、蘇生法では、昨年の訓練などを思い出すこともあり、何か身についているような気がしましたが、実際の場面でできるかが心配です。

今議会では、私は防災・防火対策についてお聞きします。

まず、初期消火についてです。

初期消火とは、火災による被害を最小限度に食いとめるための消火活動のことですが、木造家屋では20分前後で燃え尽きると言われ、初期消火が可能なのは天井に火が回るまでと言われています。初期消火の対応策として消火栓が有効と考えますが、消火栓の設置について、現在、地域別にどのような設置状況になっていますか。また、防火水槽との関係について、どのような考え方をしているのか、方針についてお尋ねします。

次に、岩出市は、消防関係施設等への助成として、区自治会へ補助金を出しています。平成25年度に防火水槽設置の予算が計上されていましたが、平成25年度決算では、地元調整のため事業保留されました。平成27年度にも、この防火水槽設置の予算が計上されています。設置の状況はどのようなになっていますか、お尋ねします。

次に、火災報知機設置義務についてお聞きします。

平成16年6月の消防法改正を受け、火災報知機の設置を義務づけるようになりました。新築住宅には平成18年6月から始まり、既存住宅には、岩出市においては平成20年6月から平成23年6月1日までの間に設置することを条例で定めています。近年、全国的に住宅火災による死者が急増し、65歳を超える高齢者の方が犠牲者の大半を占めています。就寝中に火災に遭遇し、火事に気がつかず逃げおくれることが原因で、犠牲者が発生するケースが増加していることから、住宅火災による犠牲者を減らし、人命を守ることを目的として、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。設置場所は、ふだん就寝に使われる全ての部屋や寝室がある階の階段に設置することとなっています。

市内の量販店で見ますと、住宅用火災警報器は3,000円から1万円まであり、設置を依頼すると2,000円から4,000円かかるそうです。先日の新聞で、敬老の日に警報機をと、総務省消防庁が21日の敬老の日を前に、火災警報器などの防火用品を祖父母らに身近な高齢者へ送るキャンペーンを展開していると報じていました。火災による高齢者の犠牲を減らすのが狙いだそうです。

設置状況は、いいとは言えないようです。いま一度、広報・啓発に取り組まれ、普及に努められてはと思います。また、購入には家計に響いてきますので、助成が必要であると思いますが、岩出市のこの火災警報器設置の広報・啓発や助成についてのお考えをお聞きします。

2点目は、不登校生徒についてです。

9月1日の新聞では、2014年度に不登校で長期間学校を休んだ県内の小中学生の

割合が全国平均を大きく上回ったことが、文科省の学校基本調査（速報値）でわかりました。昨年度の県内の不登校児童生徒の割合は、小学校は0.53%（全国平均は0.39%）で全国最下位、中学校は3.21%（全国平均が2.76%）で、全国ワースト3位でした。この数字は、和歌山県の数字ですが、岩出市の不登校児童生徒の状況は改善されているのかどうか、お聞きします。

教育現場では、それぞれの子供に寄り添った対応が求められているとも報道されていきました。あわせて、7月、青少年の非行・被害防止全国強調月間に、岩出市青少年育成市民会議が開催した講演会では、国連が、日本の子供の人権の状況について、親子関係において虐待、体罰、暴力が蔓延化し、そのため子供に暴力や万引きといった非行の問題やいじめの問題など、否定的影響が生じていると勧告していると講演の中で話されていきました。また、子供にとって家があるが、子供が生活できる状態の家庭がなく、友人宅など転々とし、学校に行かない子供の事例も挙げられ、紹介もされておりました。

教育現場の先生方は、教科指導に加え、生徒指導、校務分掌の仕事等、大変な激務の中、家庭訪問をされていると思いますが、不登校児童生徒の置かれている家庭環境の把握と、また保護者への支援策は、どのようなお取り組みをなされているのか、お尋ねします。

次に、適応指導教室フレンドに通級している生徒の数は、増加傾向にあると思います。通級生徒の増加に伴って、その対応として、フレンドの教室やご指導してくださる先生方について、今後、教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

3点目は、がん検診についてお聞きします。

先日、住民の方から子宮がん検診が変わったのですかと尋ねられました。ホルモン治療を受けているその方は、主治医の指導で、年2回の子宮がん検診を受けることになりました。1回は岩出市の検診、2回目は自己負担で検診を受けようと思っていたそうです。1月に那賀病院で検診を受けたとき、子宮頸がん検診と子宮体がん検診を受け、そのとき、子宮頸がん検診と子宮体がん検診の検診料が無料でした。その後、6月に検診を受けたとき、1月に受けた検診と同じ子宮頸がん検診と体がん検診で、年度が27年に変わっているのも無料と思いましたが、会計で、子宮体がん検診の医療費として、料金が4,000円を超える金額を請求されました。なぜと病院にお聞きすると、この4月から変わりましたと答えられたそうです。

私も、昨年、岩出市の子宮がん検診を那賀病院で受けました。検診のとき、頸がん検診に加え、子宮体がんも診ていただき、そのときは医療費は無料でした。4月

から子宮がん検診は頸がん検診になっております。医者判断で、子宮頸がん検診に加え、体がん検診が必要となることもあろうかと考えますが、4月から子宮がん検診はどのように変わったのでしょうか。そのことについて、伺いをいたします。

以上です。

○井神議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　宮本議員ご質問の1番、防災対策についての1点目、初期消火の方法について、お答えいたします。

大きな火災を未然に防ぐには、燃え広がる前の初期消火が最も肝心で、火災が発生した場合、素早く的確な初期消火が要求されます。議員ご質問の消火栓についてありますが、市内の設置箇所数は、市内全体で2,674カ所でございます。これは本年4月1日現在です。なお、地域の区分はしてございません。

次に、消火栓と防火水槽についてでございますが、岩出市開発事業に関する条例に基づく公共公益施設設置基準により、消火栓の設置については、その開発区域を包含できるように指導しております。これは直径が150ミリ以上の水道管に取りつけられる場合は120メートルを包含すること、それから75ミリの場合は60メートルを包含することとなっております。また、防火水槽については、開発区域が3,000平方メートル以上の開発については、区域内に1基以上設置するよう指導しています。

次に、2点目の防火水槽について、お答えいたします。

ご質問の防火水槽については、地域整備事業で実施する事業で、下中島地区に設置を予定してございます。事業の保留については、地元からの要望で、設置場所を検討中であり、地元調整が整い次第、設置いたします。

次に、3点目、火災警報器義務化についてでございます。

住宅用火災警報器の設置については、住宅火災による死者が急増していたことを背景として、平成16年6月に消防法の一部が改正され、平成18年6月1日から設置が義務づけられました。市では、毎年、地域防災訓練会場で、啓発パネル展示による啓発を実施しており、また春季と秋季の全国火災予防運動期間に合わせて実施する街頭啓発や市広報紙及びテレビ和歌山のdチャンネル放送で啓発を行っているところです。

ご質問の火災警報器購入に係る助成については、岩出市内の火災警報器設置率は約7割であり、既設置者との均衡を欠くこととなるとともに、自分の家は自分で守

るという意識が大切であることから、その考えはございません。

なお、今後も那賀消防組合と連携を図りながら、未設置世帯への設置と既設置世帯への維持管理の啓発に取り組んでまいります。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 宮本議員ご質問の２番目の１点目、不登校生徒の家庭環境について、お答えいたします。

まず、本市の不登校児童生徒の状況ですが、平成26年度では、不登校児童数５名、不登校生徒数55名となっており、不登校比率でいいますと、小学校では0.15%で、県平均0.53%、全国平均0.39%に比べて低い状況にあります。

また、中学校は3.18%で、県平均の3.21%に比べると、若干低い比率ですが、全国の2.76%に比べると高い比率となっております。

不登校の児童生徒の中には、子供への虐待やネグレクトなどの家庭環境もあり、児童生徒一人一人に応じた学校復帰への支援が必要であることから、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、児童生徒や保護者への支援に努めております。

また、本市では各学校の取り組みをまとめた不登校改善の実践事例集、県作成のリーフレット、不登校を生まない集団づくりなどを活用し、校内研修を実施し、不登校児童生徒の現状の把握と適切な対応を行うとともに、家庭との連携を密にし、学校ぐるみで不登校を生まない集団づくりを積極的に進めております。

続きまして、２点目の適応指導教室につきましては、現在の入室登録者は中学生15名で、そのうち６名がほぼ毎日通っていますが、残りの９名は居場所としての活用でございます。指導者につきましては、指導員２名、補助員２名を雇用しており、現体制で対応可能であると考えますが、教職経験者等で適任のボランティアがいれば、お願いしたいと考えております。

施設面につきましては、教育委員会といたしましても、今後の重要課題と認識しております。まずは、ほぼ毎日、適応指導教室に通えるようになった子供については、その子の状況に合わせながら、学校への登校を試みていくことも重要であると考えております。

以上です。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員ご質問の３番目、子宮がん検診についてお答えします。

子宮がん検診につきましては、平成26年度までは、国のがん予防重点健康教育及

びがん検診実施のための指針及び県の和歌山県子宮がん検診実施要領に基づき、子宮頸がん検診を基本として、一定の症状を有していたことが判明した方に対しては、医師が説明し、本人が同意した場合は、子宮体がん検診をあわせて無料で実施しておりました。今回、国の指針に基づき、県の実施要領が改正されたことに伴い、本市においても、平成27年度から子宮がん検診を子宮頸がん検診と改称し、子宮体がん検診については、平成27年4月以降、原則として医療として実施するものとするとの国の指針から、保険診療の扱いとさせていただきます。

検診は症状のない方に行うものであり、国の指針においても、子宮体がん検診は一定の症状を有する方に実施する旨、記載されていることから、本市の子宮がん検診としましては、子宮頸がんのみとさせていただいたものであり、市のウェブサイトや広報紙に掲載し、周知しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 先ほどのご答弁にもありましたが、市が土地開発で、消防水利の設置基準として、消防水利施設は、原則として防火水槽または消火栓とし、事業区域全てが消防水利施設からの経路120メートル以内に包含されているように計画すること。ただし、3消防水利の給水能力基準の3により設置した消火栓については、60メートル以内とするという設置基準がありますが、土地開発でスプリンクラーや防火水槽の設備を備えている施設については、例外ということは認められるのかどうかということを1点目、お聞きします。

次に、先ほど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携というふうにご答弁がありました。記憶ではスクールソーシャルワーカーというのは、岩出市では1名だったように思うんですが、不登校生徒の生徒への登校を促す指導は、家庭を巻き込んだ指導となり、家庭環境が複雑化する中で、担任の先生だけでは無理な場合が生じています。教育環境の整備の1つとして、3月議会でもスクールソーシャルワーカーの各校配備をと訴えています。再度、スクールソーシャルワーカーの各校配備について、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、小学生が何名かおられますし、中学生も55名ですか、ご答弁いただきました。このフレンドへの通級に、一般的に保護者が送迎するか、または自転車で通級というふうに伺っていますが、例えば、小学校のお子さんなどで保護者が送れないとか、また、雨のために自転車で行けないというようなときにも、やっぱりフレンド



ドに行きたくても行けないという事情が生じてきます。それで、児童生徒に市内を運行している福祉バスの利用は考えられないかということをお聞きします。

この9月1日の文科省の不登校についての報道があったときに、9月定例県議会の議会の中で、公明党県議団の中 拓哉議員が一般質問をされて、それに対して、知事が大変憂慮すべき事態だと述べておられます。仁坂知事は、調査結果について大変憂慮すべき事態だ。学校は子供たち一人一人が安心して集団生活を送れることが基本で、学校や教職員が協力して、早期の発見と対応が重要だと答え、不登校の要因や背景は複雑で、一人一人異なる支援が要るとも指摘した上で、これという決め手はないが、来年度の新政策の最重要課題として取り上げたいと答えておられます。

岩出市においても、不登校を促すあらゆる取り組みをすべきではないかと思いますので、お答えいただきたいと思います。

それから、3点目なのですが、がんの早期発見、早期治療で未然に防ぐということで、先ほどの住民の方は、ご努力をされているというふうに述べられておられました。その方が、なぜ、がん検診をするかといったら、先ほど述べましたように、早期発見・早期治療で、それを自分が努めているんだということがありましたが、この4月からの変更によって、医療分として4,000円を超すお金が要ということがありましたので、広報・啓発に努められておられるようですが、まだご理解をいただいていない方もおられますので、再度啓発を行っていただきたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

宅地開発において、スプリンクラーや防火水槽の設置基準があるが、75ミリ以上の配管の場合に、設置した消火栓について、60メートル以内としている基準を例外は認められないかというご質問でございます。

消防法の規定に基づく消防利水の基準及び岩出市開発事業に関する条例に基づく公共公益施設設置基準で定められているとおり、基準どおりの設置が必要であると、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

まず、スクールソーシャルワーカーの各校配備の件につきまして、これにつきまして

しては、県教育委員会からの配置となっております。毎年、県教育委員会に対して増員を要望しているところではありますが、非常に重要な役目を担っていただいておりますので、今後も引き続き県教育委員会に対して要望してまいります。

それから、福祉バスの利用等につきましては、不登校の子供というのは、いろいろな事情があります。その中で、時間を決められることで、もうそれだけ動けないという子供もたくさんおります。そういったことで、今のところ、巡回バスの利用については考えてございません。

それから、あらゆる面での不登校対策をとというご質問かと思いますが、平成27年度の学校教育指導方針の中に、重点目標の1つに、この不登校対策というのを掲げて取り組んでございます。具体的には、各学校から毎月5日以上欠席した児童・生徒について、学校の取り組み状況等を報告させ、それを精査した上で、指導の足りない部分については、こういう指導をしていくべきである、そういった指導を教育委員会から各学校にしているほか、福祉部門であったり、民生の方々等、学校も教育委員会も連携して、今、家庭にも切り込む対策をとっているところでございます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

今後も引き続き周知啓発に努めてまいります。特に、制度内容等変わっているような場合につきましては、十分内容が行き届くよう、広報となるよう留意していきたいというふうに考えますとともに、また病院に対しましても、その旨、受診者に説明するよう周知していきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

通告4番目、10番、田畑昭二議員、発言席から総括方式で質問をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。

一般質問の前に、まず先日の大洪水で命を落とされた方のご冥福をお祈りいたします。また、被災された皆様が一刻も早く日常の生活に戻れますようご祈念いたします。

それでは、さきの通告に従いまして、3点、一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、河川の防災対策についてであります。

かねてより、今中地区、森地区、川尻地区等は、山田川と根来川に挟まれた地域

であり、特に、今中・森・川尻地区は両河川の幅が狭く、地域の住民の方々は、水害に対し強い不安を持たれており、有事に対し、どのような対応が講じられているか、お尋ねいたします。

次に、川の底の件ですが、川の底はコンクリートとそうでないところがあります。コンクリートはどのような効果があつてなされているのか。また、自然生物の観点から、コンクリートでないほうが良好な環境が保たれ、流水速度も速くならないと思いますが、その点をお尋ねいたします。

2点目は、大池公園と周辺環境についてであります。

大池公園は、老若男女の多くの方の憩いの場となり、散歩や遊技等幅広く使われ、その陰ではボランティアの方々によって清掃や草などの伐採等大変なご苦労されて、現在の良好な環境が維持されており、感謝申し上げたいと思います。

そこで、夏場に子供たちがよく球技遊びをする際、熱中症対策として、南側にあるベンチ上に日影となるひさしがあれば等の要望もありますが、対応はできないか、お尋ねいたします。

また、周辺環境についてであります。大池公園の北側に隣接する元ゲートボール場は、現在、草木が繁茂しており、隣の上岩出小学校のネットを越えて、ボールが入った場合、ヘビ等が怖くて中に入れない等と草木の伐採希望が多く寄せられておりますが、早急に対応はできないか、お尋ねいたします。

3点目は、交通安全対策についてであります。

農免道と市道との交差点で、場所は中迫付近のカラオケスタジオ栄店前で、南北の市道から農免道に右・左折する際、変形な交差点であるため、衝突しそうになり大変危険なため、白線等で交差点の中央に指示線等が必要と思うが、何らかの安全対応はできないか、お尋ねいたします。

以上3点、よろしくお願いします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 まず、1点目の河川の防災対策についてですが、議員ご質問の地区の対策として、和歌山県において、根来川の河川改修をしていただいております。川尻地内、木殿橋から根来新橋までの間1.29キロメートルについて、計画的に河川工事を実施する区間として位置づけ、平成24年度には後明橋付近までの約200メートル区間の本工事が完了したところです。

改修工法として、矢板護岸にて施工したところ、振動等により家屋等の工事損失

が発生し、その補償を初め次期改修区間となる後明橋から上流における測量作業を進めていたため、平成24年度から平成26年度までの間、時間と費用が必要となりました。また、後明橋付近より上流の河川改修については、川尻会館付近までの約400メートル区間を、今年度から直接基礎護岸による設計作業に着手しております。

今後は、川尻会館付近から根来新橋までの残区間を含め、早期の完成を目指して事業進捗を図っていくと聞いております。市といたしましても、浸水対策として、根来川の改修が不可欠でありますので、少しでも早く改修できるよう県とともに取り組んでいるところです。

なお、河川改修の予算についても、知事、県議会建設委員長に要望を行っているところです。

次に、川の底のコンクリートは、どのような効果があつてなされているのか、また、自然生物の観点からコンクリートでないほうが良好な環境が保たれ、流水速度も速くならないと思うがについてであります。河川改修において、一般的に、川底は土砂等の自然河床として実施しております。ただし、川底が背後の地盤より高い河川や護岸浸食の激しい河川においては、漏水や浸食防止のため、コンクリートを敷設する場合がありますので、ご理解ください。

次に、2点目の大池公園と周辺環境についてであります。

公園内のベンチ上に、ひさしをつくるなどしてはどうかについてありますが、水栖大池公園につきましては、園内東側と大池にかけている橋の中央部の2カ所に、屋根と椅子が一体となった東屋を設置しております。また、公園南側入り口付近には高木を植樹しており、その木陰も利用していただけますので、公園南側にあるベンチにひさしを設置する予定はございません。

次に、大池公園北側のもとゲートボール場の草木の伐採についてであります。この土地の管理者は四ヶ字溜池水栖大池管理委員会となっており、市としましては、「あき地の雑草等の除去に関する条例」に基づき、草木を伐採するよう、本年5月1日に口頭指導を行っております。

今後につきましても、学校や公園、遊歩道に隣接し、防犯上の問題もありますので、改善が図られるよう、文書による指導やその他の対応策も含めて検討してまいります。

次に、3点目の交通安全対策について、お答えします。

議員ご質問の交差点につきましては、変則交差点であるため、市としましては、これまで部分改良を行っておりますが、用地等の問題から解消には至っておりませ

ん。交差点内の中心点表示等について、岩出警察署交通課と協議を行ったところ、くいちがい交差点の形状から、中心点表示では円滑で安全な通行を確保することは難しいとのことでした。つきましては、南進と北進を交互に青信号にすることにより危険を解消できると考えますので、和歌山県及び公安委員会に信号現示を検討していただけるよう要望してまいります。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 田畑議員ご質問の1番目、河川の防災対策についての1点目、今中、森、川尻地区の水害対策についてということで、お答えいたします。

河川が越水や破堤状態になっていないかをパトロールなどにより確認し、危険な状況が迫っていると判断した場合は、住民への避難情報を早目早目に出すとともに、地元水防団、これは消防団を兼ねておるんですけど、中心として、現場の状況に応じた緊急対応、これは排水とか土のう積みとかを指しますけども、行うこととなりますが、住民が常日ごろから防災意識を強く持つことが最大の減災につながりますので、その点の啓発も引き続き行ってまいります。

なお、住民への避難情報等の伝達方法につきましては、災害の規模や種類などで、伝達すべき地域や時間帯等を考慮し、市内放送等での伝達を初めメール配信サービス、防災行政無線、電話応答サービス、市ウェブサイト、地デジデータ放送、広報車での広報及び報道機関への放送要請などにより行います。

また、住民の避難につきましては、集落単位で避難が想定され、市職員の避難誘導だけに頼ることなく、常日ごろから避難路を各自が把握するとともに、夜間、暴風などの条件により状況が大きく変わることから、その点を総合的に考慮した上で、避難所への避難を行っていただくこととなります。

水害においては、道路幅の広い道路が必ずしも安全とは限らないことから、自主防災組織や自治会、班単位での避難訓練や最善の避難経路を確認いただくことをお願いしているところで、行政においても、できる限りの協力をさせていただきます。

なお、自助、共助、公助については、常々言われておりますが、その地域の方々に限らず、まず自分の命を守る行動をとること、そして、自分たちの地域は自分たちが守る、市からは、個人、地域の防災力の向上を支援するなどについて周知してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1点お願いいたします。

川底のコンクリートの件ですが、山田川の農免道付近から上流に向けて、川底がコンクリートに、現在なっております。また、段落がついておりますけど、何か深い理由があつてなされているのか、ちょっと教えてください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

山田川のコンクリートの敷き張りについては、護岸浸食が激しい箇所では施工していると考えられます。それと、段落ちについては、用水の取水によるものです。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告5番目、14番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず1つは、地方創生に岩出市はどう臨むのかという点です。

政府は、6月30日、向こう5年間を視野にした経済財政運営と改革の基本方針2015を閣議決定しました。昨年の骨太の方針から盛り込まれた地方創生については、今回も引き続き重要課題の1つに位置づけ、まち・ひと・しごと創生基本方針2015、地方創生基本方針が骨太の方針、政調戦略と同時に閣議決定されています。

これらの方針文書では、新たな政策方向や施策、国と地方をあわせた来年度予算編成の考え方がまとめられ、社会保障と地方行財政などの一層の削減と公的サービスの産業化や民間開放路線を強力に推し進めようとしています。地方の来年度予算編成や自治体で進められている地方版総合戦略の策定にも大きく影響します。

安倍内閣は、この数年、地方交付税制度を徐々に改変し、政府が地方自治体をコントロールする仕組みづくりを強めてきました。2015年度のまち・ひと・しごと創生事業費1兆円のうち5,000億円は、自治体ごとの行革、地域活性化、人口減少対策などの成果を基準に、交付税を配分する仕組みが導入されました。

これは行革などで成果を出せなかった自治体は、交付税が実質的に減らされる仕組みです。政府が、この成果の占める割合を段階的に拡大しようとしていることに

対して、全国町村会からも条件不利地域や財政力の弱い町村において、人口減少の克服、地方創生の目的を達成するためには、長期にわたる取り組みが必要であることを十分考慮することと要望も出されております。

骨太の方針で、今後の課題の大きな柱の1つに据えられている地方創生について、政府は、昨年、我が国の少子高齢化の急速な進展に対し、人口減少問題の克服と経済成長力の確保を課題として始めました。

政府の説明によると、政策目標は2060年に1億人程度の人口確保と、2050年代に実質GDP成長率1.5%から2%程度の維持としています。そのために仕事・人の好循環をつくり、好循環を支えるまちを活性化するとされています。国の地方創生に問題はあると考えますが、地方自治体として、地方創生事業を主体的に利用して、住民と地域の利益を増進させることが必要だと考えます。

そこで、まず1つ目に、政府の地方創生における政策意図、市の見解をお聞きしたいと思います。

2つ目に、地方版総合戦略策定体制と組織についてであります。

内閣府地方創生推進室の地方版総合戦略策定のための手引には、幅広い年齢層から成る住民を初め産業界、市町村や国の関係行政機関、教育機関、労働団体、金融機関、メディア等で構成する推進組織の重要性が指摘されています。市の構成はどのようなになっているのかをお聞きいたします。

3点目は、地方版総合戦略策定期間と進捗状況について。

この策定は、あくまでも努力義務であり、策定しなくてもよい建前となっておりますが、策定しない自治体には、国の地方創生関連の交付金が交付されないことから、策定しないわけにはいきません。策定期間は2015年度末までとなっています。しかし、ことし10月までの早い時期に策定する自治体には、この交付金が1,000万円上乗せ支給することも決めています。各地方は、早期策定に追い立てられます。市町村の場合、都道府県の総合戦略をも勘案するとしていますから、策定に向けての作業は大変です。しかし、5カ年計画となっています。早期に策定することが重要ではなく、中身が重要となります。そこで、策定期間と現在の進捗状況をお聞きいたします。

4点目は、地方人口ビジョンについての考え方であります。

地方版総合戦略は、当該地方自治体の人口動向の分析と人口の将来展望を示す地方人口ビジョンをもとにして策定するよう指示されています。2015年1月、地方人口ビジョンの策定のための手引が出されております。将来推計には、地域の岩出市

の実態分析に基づく慎重な吟味が必要と考えます。自治体が限られた一定の区域内の住民が相互に助け合って営む共同社会である以上は、将来人口の展望が必要です。そこで人口ビジョンについての岩出市の考え方をお聞きいたします。

5点目は、岩出市が目指す「地方創生」について、4つの政策分野についてですが、まち・ひと・しごと創生、地方の活性化対策や人口減少対策などの解決には、産業を形成し、働き盛りの世代が働ける職場を生み出すことで、ローカルアベノミクスの浸透を図ることが必要だとして、地方自治体の取り組みを支援する上で、3つの指標が示されています。

まず、仕事、これは安定した雇用。人は、地方への人の流れ。まちは、人・仕事の好循環を支える活性化。これらが、今後、国が地方自治体に対して、さまざまな形で支援する上での基本的な観点となります。

自治体は、これを踏まえて、4つの政策分野の具体化が求められています。

1つ目は、地方における安定した雇用を創出する。（2）地方への新しい人の流れをつくる。（3）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。（4）時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する。

そこで、岩出市が現段階で考えるこの政策分野への考え方をお聞きいたします。

6点目です。新型交付金の活用についてで、地方版総合戦略の策定に対して、国は情報面、財政面から多様な支援を行っている。今後も各支援策の拡充に取り組んでいくとしています。その上で、稼ぐ力、地域の総合力、民の知見を引き出すことが重要となってくるとして、これらを進めるために新型交付金が創設されます。この活用について、現段階での対象事業等々もあわせて、どのようにしていくのか、お聞きをします。

7点目は、岩出市には、第2次長期総合計画が策定されています。手引では、地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としています。いわゆる、総合計画等は各地方公共団体の総合的な振興、発展などを目的としたものであり、両者の目的や含まれる政策の範囲は必ずしも同じではありません。また、地方版総合戦略においては、数値目標や重要業績評価指標、これを設定することとなっておりますが、こうした手法は総合計画等においては義務づけられたものではありません。

これらの理由から、地方版総合戦略は、総合計画等とは別に策定してくださいとあります。ただし、総合計画等を見直す際に、見直し後の総合計画等において、人口減少克服、地方創生という目的が明確であり、数値目標や重要業績評価指標が設定されるなど、地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計



画等と総合戦略を1つのものとして策定することは可能であると考えられます。

地方版総合戦略策定と長期総合計画との整合性についても、どのように、今後、策定に向け対応していくのか、市の考えをお聞きいたします。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　市来議員の地方創生についての一般質問に、一括してお答えをいたします。

地方創生とは、日本創成会議が発表した消滅可能性都市をきっかけとして、人口減少と地域経済の縮小に歯どめをかけ、人口1億人程度を維持するために、総合的かつ計画的に取り組んでいくとするもので、石破地方創生担当大臣は、失敗すればこの国はだめになる。本気で積極的に取り組まない自治体については、人・もの・金の支援は一切しない。目標を立てて達成しなくても誰も責任をとらないようなものは計画ではないとして、地方版総合戦略の策定を指示されています。

岩出市においては、岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議のご意見をお伺いしながら、庁内企画会議において、各部局の英知を結集して、本市にふさわしい施策、事業の検討を進める所存でございますが、総合戦略の策定に当たっては、長期総合計画との整合性も重要と認識しておりますので、十分勘案した上で策定してまいります。

交付金につきましては、積極的に活用することは言うまでもありませんが、新型交付金については、具体的な成果目標とPDCAサイクルの確立を前提として、官民協働や地域間連携など、従来の補助金とは違う側面がありますので、そういったことも踏まえた上で、一丸となって取り組んでまいります。

また、計画という意味においては、長期総合計画とは別のものになりますが、基本的には、岩出市のまちづくりをどう進めるかでありますので、整合性は図れるものと考えております。

あとの質問は、市長公室長から答弁させます。

○井神議長　市長公室長。

○湯川市長公室長　地方創生についての2点目、総合戦略の策定期限と組織、それから3点目、策定期限と進捗状況、4点目、人口ビジョンについての考え方、5点目、岩出市が目指す4つの政策分野について、それぞれお答えいたします。

まず、策定体制と組織についてですが、総合戦略の策定主体となる岩出市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議を設置しておりまして、事務局は市長公室

が担当してございます。

それから、委員構成につきましては、国の指針でございます、産・官・学・金・労・言及び住民という、こういう指針が示されております。産業界では、商工会、観光協会、それから紀の里農協から4名、それから、行政機関では那賀振興局から1名、教育機関では近畿大学生物理工学部、それから、那賀高校、小学校校長会から3名、金融機関では、紀陽銀行から1名、労働団体では連合和歌山、ハローワークから2名、メディア関係ではテレビ和歌山から1名、住民代表ということで、4地区会長、女性会議、老人クラブ連合会から6名、計18名の委員で構成してございます。

それから、策定期限と進捗状況についてですが、策定期限につきましては、平成28年3月までに仕上げたいと考えております。それから、進捗状況ですが、本年6月に1回目の会議を開催してございまして、総合戦略の策定方針、それから、参考資料とするために実施をしますアンケート調査についての説明を行ってございます。このアンケート調査につきましては、人口問題を念頭に、市内の20代から40代の方を対象として、結婚、出産、子育てに関する意識調査、それから、岩出市に転出入された方を対象として、定住・移住に関する意識調査を実施してございます。

それから、人口ビジョンについての考え方ですが、これは議員も質問の中でもおっしゃってございましたけども、内閣府地方創生推進室から、策定のための手引というものが示されてございまして、その中で対象期間としては、平成72年、2060年を基本として、人口の現状分析と将来を展望するに当たっての考え方が示されておりますので、市としては参考にしながら策定してまいりたいと思います。

それから、岩出市が目指す4つの政策分野についてでございますが、総合戦略の策定に当たりましては、議員ご指摘の4項目が基本目標として掲げられてございまして、まちの創生、ひとの創生、しごとの創生を着実に進めていくとされており、自立性と地域性を最大限に生かした施策を展開するとされております。

岩出市として、総合戦略に掲げる施策、事業につきましては、現在、作成作業を進めているところでございます。基本的な考え方としましては、安定した雇用の創出という分野では、若い世代の安定した雇用を生み出せる産業構造の構築のため、経営力の強化と多様な産業の集積を促進するとともに、魅力ある職場づくりや労働市場環境の整備を図るとしております。

新しい人の流れをつくるでは、文化、芸術、スポーツ等の幅広い分野で、市民交流を活性化するとともに、観光資源の発掘、開発により、交流人口の増を目指す

しております。

結婚・出産・子育ての希望をかなえる分野では、国が示しております出生率1.8程度の水準まで改善するため、それぞれの分野における切れ目のない支援、ワーク・ライフ・バランスの確立等に取り組んでまいります。

それから、最後に、地域づくりと地域連携では、住環境のよさや、交通、買い物等の利便性といった暮らしの重要な要素の充実や、地域防災力の向上を目指すとしてございます。地域連携につきましては、岩出市の周辺市町で広域連携のあり方に関する意見交換会を設置しておりまして、広域連携により取り組む施策・事業についての検討を進めているところでございます。

以上の考え方に基つきまして、総合戦略に掲げる施策・事業については、新型交付金のメニュー、それから、長期総合計画との整合性も勘案しながら、推進会議に諮った上で決定をしてまいりたいと思います。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、策定体制と組織についてお聞きしたいと思うんです。

組織についての答弁がございました。ここで重要と考えるのは、岩出市が住民総参加の視点に立っているかということです。委員会質疑でも、私、伺いましたが、若い世代の方の参加、委員会に参加が要るのではないかと必要性についても伺いましたと思います。というのは、やはり将来的、未来の岩出市の展望を開く鍵として必要ではないかと考えるわけです。新たな住民参加が必要だと思います。

手引にありますように、幅広い年齢層による住民参加ができているのか、住民参加といっても参加が地域の有力団体の代表だけであったりすれば、一般住民の意見を十分に反映できないだけでなく、住民の中に計画を実行、実践する意欲も責任感も生まれにくい状況になります。

住民参加とは、意思決定過程における民主主義だけでなく、実行、実践における住民の意欲と責任感を引き出すキーマンにもなります。さらに言えば、自分たちで決定し、努力した計画がうまくいかなかった場合、行政の責任にすることなく、自分たちで失敗の原因を考え、もっとよい方法を考える住民になるのではないのでしょうか。こうした過程が、まちづくりには必要な人づくりだと考えております。

岩出市の地域のコミュニティが成り立ちにくいといったこともあり、こうしたまちづくりを考えていく上では、住民参加ということは、大変重要な役割を果たしま

す。こうした点から見て、今現在の市民参加の委員会の点です。新たな参加、また、公募やそうした考えで、市民からの多くの幅広い年齢層の募集をする考えというのはないのか、この点をまず1つ聞きたいと思います。

2つ目に、地方人口ビジョンについての考え方をお聞きいたしました。先ほどは、その人口ビジョン、この部分も参考にしながらやっていくというお話でした。そもそも国というのは、地方版総合戦略は人口減少克服、地方創生を目的としています。そして、県の総合戦略を考慮するとありますが、県自体、人口減少が深刻化しており、克服への目標、目指す方向性も示しております。こういった点では、現段階では、岩出市とは若干、国や県との違いがございます。

しかし、総務省が出している将来推計人口では、岩出市の2010年の総人口は5万2,882人、10年前と比べると9.8%の増加、増加率は全国市区町村、2014年4月1日現在、1,741の中で89番目に高い数字となっています。しかし、2010年から2040年までには5.6%減少し、約4万9,900人となる見込みと分析されています。こうしたことから、当然、市として、今から考えなくてはならない問題だと思います。

最も必要とする人口数値は、地域の将来展望をにらんだ政策的増加人口ですが、推計から算出される政策的増加人口をそのまま使うのではなく、最も検討すべきは、政策的増加人口の実現性を裏づける所得政策と雇用、就業政策や自然環境で、子育て環境を含む地域社会の住みよさの総合力となります。こうした点に立っていただきながら、人口ビジョンについては、先ほど言われました、国が出している手引に基づき、また、この観点では、こうした政策的人口の実効性を、実現性を裏づける政策と雇用という部分からも、ぜひ、一緒に考えていただきたいと思います。

3つ目は、人口減少対策は、小手先の対策では、地域経済社会構造全体の改革と抜本的見直しが欠かせません。しかし、手引では、一定のまとまりの政策分野ごとに戦略の基本目標を設定します。それが、先ほど聞いた政策4分野になりますが、具体的に、今の段階では、どうしていくという形での政策的なお答えはございません。国による政策分野ごとの戦略基本目標とは一体どういうことなのか。分野横断的な総合的な基本目標を設定しないということになり、個別政策分野ごとに基本的方向を設定し、そこに具体的政策を盛り込むという方式となります。

しかし、これでは縦割り行政になってしまうことが考えられます。地方自治体は地域住民のための総合行政体であり、仮に中央、国が縦割り行政であっても、これを地域で総合化していかなければなりません。地域の課題、特徴を見きわめて、政策横断的、横とのつながりも重視し、総合的な基本目標と基本方向を明確にする必

要があると考えます。

ぜひ、分析シェアが狭くならないような対策、考えをしっかりと持ち取り組んでいていただきたいが、これについてどうか、お聞きをいたします。

4 番目に、新型交付金の活用についてです。

短期間の間に、新規事業を求めることは大変難しいというのが現実だと思います。実際、戦略を策定しつつ、課題や成果、また、効果もしっかりと検討しながら進めなくてはならないからです。手引には、全てが新規の施策である必要ではなく、これまでに既に実施されてきている施策であっても、効果が高いものが含まれていても差しさわりありませんと書かれております。

この点に関して、片山元総務大臣が、2015年5月号の世界の対談の中で、自治体の既に実施事業を選び出し、名前を変えて創生事業として期限内に提出し、創生交付金を受ける。それによって浮く、現在実施事業の一般財源を基金にしておき、住民の声を丁寧に反映させる時間を稼ぎ、事業案がまとまったらこの基金を使うという案を述べられております。こうしたことも大いに活用できるのではないかと考えます。

先ほど、交付金については、しっかりと今後考えていくということをおっしゃっておりますが、こうした状況も踏まえて、今、既存の事業もあわせて、しっかりと考えていただきたいと思います。

5 点目は、長期総合計画との整合性、聞いてまいりました。この長期総合計画というのは、議会で議決されます。しかし、地方版の総合戦略は、手引の中でも、この議会議決は要件とはなっておりません。手引にあるのは地方版総合戦略の策定段階や効果、検証の段階において、地方議会の十分な審議が行われることが重要としています。これに対して、市はどのように議会に対して、総合戦略、これの対応をとっていくのか、この辺をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

幾つか質問がございましたけど、まず1点目です。

若い方の参加というお話がございました。今回、先ほど申し上げた委員会の構成にしておりますけども、策定するに当たって、当然、若い方の意見を収集するということで、人口ビジョン策定に当たっては、若い方を対象にしたアンケート調査を実施するという事になってございまして、先ほど申し上げましたように、20代か

ら40代の方の結婚等に対する考え方、それから、定住・移住に対する考え方をアンケート調査によって行ってございます。

それから、素案策定後はパブリックコメントをしたいというふうに考えておりますので、素案策定後は、市民の若い方にこだわらず、市民の皆様方のご意見をお伺いしたいというふうに考えております。

それから、今後の委員構成における公募の考え方ということですが、6月に第1回目の会議を行いまして、平成28年3月までに策定ということですので、現在、これから委員を公募するということは合理的ではないと思いますので、考えておりません。

それから、人口ビジョンについてです。いろいろとおっしゃっていただきましたけども、国の方針は、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計を参考にすることが前提にされておまして、岩出市の場合は、人口問題研究所の推計によりますと、平成37年に減少傾向に入るであろうと、このように推計をされております。

結局、総合戦略を策定する最大の目的というのは、人口減少をいかに抑えていくかということになりますので、人口問題研究所のあとを受けて、2060年までの人口について、どういう状況を目的として保っていけるか、それに対して、岩出市としてどういう施策に取り組んでいくか、そういうことを考えていくということで、今回の総合戦略は最初の5年分ということですが、当然、人口ビジョンに掲げる目標人口を達成するために施策を考えていくと、こういうことになると思います。

それから、施策の話ですが、基本的に総合戦略は1つの省庁で対応できないまちづくりの課題、こういったものが、今、物すごく出てきていると、こういうことで1つの政策パッケージというんですかね、そういうことで総合戦略を考えていると思います。

政策事業に進め方ということについては、議員もおっしゃってましたが、KPI方式といいまして、政策目標を掲げた上で、数字を追っていくというような形になってくると思いますけども、当然、総合戦略の中ではアクションプランの中で上げていくことになるというふうに考えております。また、逆に言いますと、それをやっていかないと、新型交付金については難しいということでございますので、当然、総合戦略の中へは入れていくということでございます。

それから、長計との整合性という話の中で、長計の基本構想部分は議会の議決をしているが、総合戦略についてはということですが、素案策定後は、議員の皆様方に対して説明は行わさせていただきます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 新型交付金についてでございますけど、既存事業も対応できるのか、活用してはどうかということでございます。今、通知来ております対象事業についてですけど、議員おっしゃられたようなこともあります。いわゆる、官民協働や地域間連携の促進、それから、地方創生の事業推進主体の形成、中核的人材の確保、育成等の観点で先駆性のある取り組み、それから、地方みずからが既存事業の隘路を発見し打開する取り組みなどということで、地方創生に密着する公共事業なども対象とされているところであります。

したがって、市プランの作成後、それを踏まえて交付金の活用をしてまいりたいと、このように考えています。

○井神議長 再々質問を許します。

(な し)

○井神議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時55分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 それでは、2番目の質問を行わせていただきます。

子供の医療費助成についてでございます。

中学卒業までの通院も無料化実施の決断を。

子ども医療費助成制度においては、これまでも何度も取り上げさせていただきました。医療費助成は、この8月から一歩前進し、中学卒業まで、入院は無料、通院は1割負担となりました。しかし、市民の願いは、中学校卒業まで通院も無料にしてほしいという願いです。この思いに応えるため、来年度からの実施の決断を市長にお聞きをしたいと思います。

2つ目は、来年度の財政について。

今年度は、地方創生先行型交付金も活用され、実施されております。全国でも、この新交付金を活用して、医療費助成に取り組む自治体があると、日本経済新聞紙

面にもございました。4月16日の衆議院総務委員会でも、担当者がこの時点での把握であります、74自治体あると答弁しております。

来年度の財政についてです。こうした交付金の活用ができるのか、またどうするのか、これについてお聞きをしたいと思います。

3点目は、ペナルティーについてでございます。

国は地方自治体が医療費助成として独自に窓口負担の軽減、いわゆる、現物支給を実施した場合、地方単独事業のために全体の医療費がかさむのだから、医療費の波及増分については、地方自治体が負担するものとして、国庫の公平な配分という観点から、減額調整の措置をとってきています。一旦、窓口で自己負担分を払い、後で申請し、還付を受ける償還払い制度での医療費助成実施の場合は、減額調整されません。

岩出市の場合は、これまでの部分では減額調整の対応がされております。その一方、小学生から中学卒業までの通院については、窓口で一旦支払う償還払い制度ですので、減額調整の対象とはなりません。

この2つのパターンで制度を実施されておりますが、まず、ここでお聞きしたいのは、地方創生先行型交付金を活用し、窓口無料化した場合、ペナルティー、減額調整をされるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

4点目は、現制度の問題点であります。

8月から子ども医療費助成制度が変更となりました。変更後、市民の方からいろいろな疑問の声や質問、さまざまな意見が寄せられております。制度変更されて間がないためか、戸惑うこともあり、その声を紹介したいと思います。

まず、多かったのは、医療機関で受診をしたが、領収書を持ったままになっているけど、どうすればいいのか。申請方法、申請書の有無、申請書用紙の入手先、これがわからないとの声です。子ども医療費受給資格登録の申請書の提出することも把握できていない場合もありました。受給登録申請書は、7月末までと一定期間を設けてありました。対象者4,555人に対し、該当者に送付されております。8月20日現在、3,200人が提出されたと伺っております。残り1,300人ほどがまだ提出されておられません。

そして、いろいろな意見を聞く中でわかったことですが、小児科など受診では、大概院内で投薬などの薬は処方され、それも含めた領収書が発行をされます。だから、その領収書が払い戻しの対象となることはわかります。ところが、院外薬局対応しているところでは、病院では受診料のみの領収書となっているため、院外薬局



の領収書は医療費に含まれない、払い戻しの対象となっていないという認識が市民の中にあるということがわかってきました。申請書をもっと簡単に入手できるようにしてほしい。病院から何の説明もない。結局、一旦窓口で負担するため、お金がなかったら受診ができない。申請書の提出に市役所に足を運ばないといけない。郵送するにもお金と手間がかかるなどの意見が出されております。

この制度を導入されるに当たっては、職員の方は1軒1軒、医療機関、医療関係機関に足を運び、また、薬局などにも説明や申請書の配置などをお願いされて、ご苦労されております。

また、申請の流れとしても、市民がわかるようにしっかりと手続方法の基本的な流れとして、こういったものもつけていただき、市民の方に送付がされております。しかし、まだまだ制度への市民の理解は深まっておらず、償還払いという制度そのものが市民にも、そして職員にも負担となっているのではないかと。こうした現状をどのように捉えているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、子ども医療費助成についての1点目にお答えいたします。

中学卒業までの通院も無料化実施の決断をとということでございますが、本市の子ども医療費助成事業は、子育て支援施策の1つとして、子育て世帯における経済的な支援を行うとともに、子どもの健康保持・増進を図ることを目的に実施しているものでございます。

高額な医療費の支払いが予想され、かつ精神的な負担も心配される入院につきましては、中学生まで無料化を実施しております。通院につきましては、ふだんから子供の事故やけが、疾病予防に対し、子育てする立場において細心の注意・指導・関心を持っていただくことが大切であり、こうした役割が少しでも機能することを願って、また将来にわたって、子ども医療費助成事業を安定的に事業運営していくことなどを総合的に勘案し、一部自己負担を支払っていただくことにしたものでありますので、ご理解願います。

それから、2点目の来年度の財政についてでございますが、平成28年度以降は、地方が策定した、まち・ひと・しごと地方創生総合戦略に基づく事業について、新型交付金が創設されるとのことでございますが、現段階では、具体的なことは示されておらず、今後、国の情報を注視しながら、子ども医療費助成事業について、財

源確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、続いて、３点目のペナルティーの件でございますが、国交付金を受けての奨励内容の通知等につきましては、申請時にも何も聞いてございませんし、また、その後も国からの通知はございません。

それから、４点目の現制度の問題点につきましては、これまで市民への制度周知といたしまして、広報、チラシ全戸配布、対象者全員への個別通知を初め、市のウェブサイト、地上デジタルデータ放送、フェイスブック、市民課前の行政情報等の放映、また、医療機関等については、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復や鍼灸マッサージ師会、那賀圏域の医療機関等に制度拡大について通知し、特に、岩出市内の医療機関等については個別に訪問し、制度の周知の協力を依頼してまいりました。

子ども医療費受給資格登録者数は、８月末現在でございますが、3,518人となっております。領収書や申請方法、支給対象医療費などは、受給資格登録の個別通知に同封したチラシに基本事項について案内しておりますが、市民全員に本制度の周知を図ることができますよう、今後も広報等により制度周知に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 １点目に、市長に決断をお聞きいたしました。お答えはございませんでした。私は、先ほどから申したとおり、現行制度が、本当に市民にとって使いやすい制度となっているのかということなんです。また、この子育て支援、子ども医療費に関しては、経済的支援を実施しているというふうに答えております。しかしながら、一旦３割を支払うという点では、お金がなければ受診ができないという状況では、本当に経済的支援をしているのかというところにも疑問を感じております。

今の段階では、通院について、中学校卒業までの無料化というのはお考えがないということでございますが、では、窓口での１割負担、これで受診できる体制をとるべきではないか。償還払いをやめ、１割で受診ができるような形での制度方向をとるべきではないか。それが今できる対策だと考えますが、これについて、どのようにお考えになるでしょうか、お答えください。

ペナルティーについてでございます。制度の先行型の交付金を申請する時点、また、いまだに、そうしたペナルティーのかかわる通知が来てないということでした。ちょっとご紹介をしていきたいんですが、国会の委員会によるやりとりの部分なんです。今回の地域住民生活緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生先行型の交

付金を活用して、子供の医療費の助成を行った場合、国庫負担金の減額措置となるのかという我が党の国会議員の質疑に対しまして、政府の参考人が、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令という、補助金の交付の算定に関する省令がございまして。

この省令の中の第4条第2号のところで、「国の負担金又は補助金の交付を受けないで、都道府県又は市町村が年齢その他の事由により被保険者の全部又は一部についてその一部負担金に相当する額の全部又は一部を、当該被保険者に代わり、保険医療機関等に支払うこととしている措置」、こういう措置の対象の医療費につきましては、減額調整の対象経費とみなすとの規定であると。国の負担金、補助金の交付を受けた場合については、その対象にならないというような省令があるということをご参考人が答えているんです。

じゃあ、この交付金をやるに当たっては省令どおりにやるべきではないかという、我が党の国会議員が質問したことに対し、今後、我が党の国会議員は、これを質問したのと、あとは、この省令どおりに交付金、申請した自治体には、こういう省令がありますよということを知りたいということを取り上げた問題ですが、その点について、そのように検討させていただきますと答えておりますが、いまだにそうした通知が届いていないのか、これについてお聞きをしたいと思います。

以上。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、現物給付の関係でございますけれども、今回、市のほうで制度見直しを行ったというのは、やはり、子供にとってよりよい制度につながることを願って見直しているわけございまして、特に現物給付や、あるいは償還払いにこだわったわけではございません。しかしながら、現物給付する上において、現在、その環境が整っていないということで、償還払いにしているものでございます。

それから、ペナルティーの関係でございますが、先ほどもお答えいたしましたとおり、市のほうには、今回の交付金活用に際しての減額措置扱いについて、国から特に通知はございません。また、県のほうにも確認いたしましたけれども、通知はないということの回答をいただいているところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 今、部長のほうから、環境が整っていないという形で言われておりました。では、その環境が整っていないということは、具体的には、どういったことで環境が整っていないというふうに考えていらっしゃるのか、それについてだけお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

給付の関係で、環境が整っていないという件でございますけれども、この医療費に関しましては、支払い関係というのは基金にあったり、連合会であつたりのところで行ってございまして、そういう部分における、そういうシステム上の環境が整っていないということでございます。

○井神議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回の質問については、岩出市における平和行政の構築について、根来川の河川改修と環境整備について、厚労省通達についての3点を質問したいと思います。いずれも市民の生活、また命、暮らしにかかわる問題です。執行部の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず1点目は、岩出市でどのように平和行政を進めていくのか。核兵器廃絶の宣言をしている岩出市で、どう平和行政を構築していくのかを質問いたします。

戦後70年となることし、岩出市の、また岩出市民の平和をも揺るがす、こういう状況が生まれてきています。憲法違反の戦争法案が審議され、今週中にも参議院で強行可決すら行われようとしてきています。今この戦争法案について、連日、国会周辺を初め全国各地で戦争する国にするな、憲法を守れ、自衛隊員や海外で活動しているボランティアの命を守れ、子供や孫、未来の子供たちの命を守れと大きな運動が巻き起こっています。

日本が攻撃もされていないのに、集団的自衛権を行使し、アメリカ軍と一緒に戦争に参加をしていこうとしています。このような法案が通れば、岩出市民にも大きな影響が出てくると考えますが、市長は、岩出市民にどのような影響面が出ると捉

えているのか、まずお聞きをいたします。

戦争法案に対して、どう考えているのかを聞いているのではありません。国のことだから、答弁を差し控えると、これまで何度も答えられてきていますが、岩出市民に関係することを聞いているので、答弁を差し控える理由にはなりません。誠実にお答えをいただきたいと思います。

２点目として、平和行政を進めよう、核兵器を廃止しよう、戦争のない世界をつくろうという団体が取り組んだ国民平和大行進には、市長から平和行政の取り組みを進めていくというメッセージも届けられてきています。核兵器廃絶を宣言している自治体として、平和を脅かす状況が一段と強くなる中で、再び戦争が起こらないためにどのような施策を進めようとしているのかを２点目にお聞きをします。

３点目に、この間、岩出市は、平和首長会議に加盟をしていますが、平和首長会議において行動計画というものを策定しています。この行動計画は、2013年から2017年に加盟する都市において、各種の運動や行動に取り組んでいこう、いろいろなことに取り組んでいこう、こういうことが書かれているものです。この書かれている取り組みに対して、岩出市はどう応えようとしているのか。この点においては、平和行政を進めていく、こういう上においても、今、岩出市では、後期基本計画というものにも今後策定されようとしてきているわけですが、こういう後期基本計画の中にも、しっかりとした計画を盛り込むべきではないのかというふうに考えます。この点について、どう捉えているのかを質問をしたいと思います。

○井神議長　ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の質問にお答えをいたします。

岩出市における平和行政の構築についての１点目に、お答えをいたします。

安全保障関連法案に関して、国会において、現在、審議中であり、また、憲法及び地方自治法に定める地方自治体の権限と役割は、防衛、軍事、安全保障などに及ばないものであることから、質問の影響については、答弁する立場にありません。

なお、２点目と３点目については、総務部長から答弁させます。

○井神議長　総務部長。

○佐伯総務部長　岩出市における平和行政の構築についての２点目にお答えいたします。

岩出市においては、平成元年に世界平和と人類の幸福を願い、豊かな暮らしと住みよいまちをつくり、市民の生命と財産を守るため、非核三原則の遵守と地球上の

全ての核兵器の廃絶を求めるとして、核兵器廃絶のまちを都市宣言しております。世界の恒久平和については、岩出市民を初め世界中の人々が望んでいるところであります。ご質問の市の施策としましては、今後も引き続き、核兵器廃絶宣言の遂行や平和行進での場所提供、協力金及びメッセージの贈呈、原爆パネルの展示を行うなど平和行政に取り組んでまいります。

次に、3点目についてですが、平和首長会議行動計画の策定趣旨において、核兵器廃絶に向けた取り組みを掲げていますが、先ほど答弁したとおり、岩出市は核兵器廃絶のまちを都市宣言しております。平和首長会議行動計画の具体的取り組みは、1つ、加盟都市の拡大と平和首長会議運営体制の充実、2つ、核兵器廃絶の国際世論の拡大、3つ、核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進であります。平和首長会議へ加盟していることから、賛同してございます。

しかしながら、議員のご提案の市の後期計画への掲載については、その考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目は、市長に岩出市における影響というような観点から質問をしたんですが、残念ながら、今回も誠意ある答弁をいただくことができませんでした。本当に残念です。しかし、今、日本の国の中で行われている安保法案、これをめぐって、まさに日本の平和が脅かされてきている、こういうことは事実です。そして、岩出市民の中においても、心の不安、こういうものが生まれ、自衛隊員の家族や親戚の方はもちろんのこと、隊員の将来に大きな不安や、また、いろんな傷跡を生んでいるのです。命の大切さ、平和のとうとさ、戦争の愚かさを伝えていかなければならないのではないのでしょうか。

今回、まさに地方のこういう私たちの住む岩出市などにおいてもそうですけれども、市民の暮らし、これに大きな影響がある、こういう観点から、つい先日の新聞の中でも、いろんな市長さんから声明文、こういうものが出されてきています。

例えば、今回のこの安全保障関連法案をめぐって、兵庫県の稲村和美尼崎市長、中川智子宝塚市長、山中健芦屋市長、酒井隆明篠山市長のこういう4人の方が、今回のこの法案に対しても強行採決すべきではないとする声明文なども発表されたということが新聞で報道されています。

自民党員の山中市長は、憲法9条の盾に守られ、70年間平和だった。安倍政権は支持するが、私の憲法観や歴史認識は違うと話されていますし、声明文で、集团的

自衛権は行使できないという政府の憲法解釈を変えるもので、多くの憲法学者や法曹界が違憲とする見解を出していると指摘もされ、法案への理解や国民合意が十分に形成されているとは言えないとした上で、戦後70年のことし、市民の命を守る、重責を担う首長として、戦争を繰り返してはならないという思いを一層強くしたということも話されています。

岩出市長として、まさに今のこういう状況のもとで、こういう皆さんのように、市長として声明文を出す、こういうことなんかもお考えにはならないんでしょうか。この点が、まず1点お聞きしたいと思います。

2点目に、岩出市は、先ほども申しましたけれども、平和首長会議に参加をきています。市長として、この平和首長会議、会議があるときには、直接、市長みずからが参加する、こういう考えがないのかどうか、この点を2点目としてお聞きをしたいと思います。

3点目に、行動計画という部分の中には、核兵器が地上から姿を消すまで燃やし続けようという趣旨の平和のともしび、平和の火ですね。これを加盟する都市に分火し、その火を分けていくと。また、平和の象徴として、この火を燃やし続けよう、平和の火を介して平和意識を醸し出すための取り組みをしましょう。アニメーション「つるにのって」というものや「はだしのゲン」等の上映を自治体として上映してください。被爆樹木の種や苗木の配布をします。平和の象徴として育ててください。また、樹木を通じて、市民の平和意識を高めてください。核兵器禁止条約の交渉開始をまとめる、署名活動の展開などを行ってくださいなど、こういうものが行動計画に盛り込まれてきています。

今、地方創生面でも、この行動計画の取り組みを生かし、また後期計画の面でも、こういうような行動計画の中身、これに取り組むべきだと考えるものですが、改めて、今後、この行動計画についてどう取り組んでいくのか、その方向性をお聞きしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　増田議員の再質問について、お答えをいたします。

1点目につきましては、先ほどお話ししたとおりであります。

2点目について、平和市長会議というのは、これ平成25年8月5日に平和首長会議に名称変更されてございます。それについては、現時点では出席は考えてございません。

以上です。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

行動計画に搭載された事業の取り組みの考えはないのかについてでございます。

行動計画については、先ほど、議員ご提案の件、いろいろ出ておりますけども、市といたしましては、この行動計画の趣旨と同様の事業もやっております。例えば、原爆ポスターの展示あるいは映画上映、こういうふうなものもこの中にうたわれてございます。したがって、市としましては、核兵器廃絶に向けた、今申し上げたような取り組みを引き続き実施していきたいと、このように思いますので、議員ご提言の案については、掲載する考えはございません。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 市長も、この平和首長会議、これには参加をするということ、直接は考えていないと。また、執行部においても、行動計画に書かれている中身そのものについても、市としては考えていないという、そういう本当に後ろ向きのそういう答弁が返ってきました。しかし、実際には、この行動計画、少なくともこの行動計画というのは、まさに全世界でこういう核兵器を廃止していこうという部分の中での運動を高めていく。そういう部分の中で取り組んでいこうじゃないか、こういう部分の中で行動計画というものができてきているわけなんです。

実際には、そういう部分の中でできているこの行動計画、岩出市でも積極的にそれに取り組んでいく、そういう必要性、それが必要だと、私は本当に思うんです。

同時に、私は、こういう今の平和運動、これを進めていく、こういう部分の中で、この提起されている行動計画、ここにお座りの皆さんの中で、どれぐらいの方がその計画の中身、これ知っているんでしょうか。

そういう点では、来年度予算、これから策定していく、そういう時期だと思うんです。岩出市として平和行政を進めていく、そういう部分の中で、こういう行動提起そのもの、中身を知って、そして、来年度予算にも生かしていこう、そういうことなんかも必要じゃないんでしょうか。

そういう点では、こういう行動計画そのもの自身、一般の職員も含めて、少なくともこの岩出市の行政の中で、この行動計画そのもの自身の中身、これをみんなが知っていく、そういうことも必要ではないかと思うんですが、そういう点では、行動計画の中身そのもの自身、一般の職員の皆さんにも配っていく。そして、来年度



予算の参考にしていく、そういう資料にしてみたら、そういうことは考えないんでしょうか。この点についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○中畑副市長 再々質問にお答えします。

この行動計画の大きな取り組みは、加盟都市の拡大があらうかと思います。先ほど総務部長が答弁しましたように、具体的な中身等については同等の取り組みで、市で行っているものが幾つかございます。そういうことで、あえて後期基本計画に特出しをしなくてもいいと、私は思っております。

それから、この行動計画の具体的な中身、私はここにいる管理職員全員、きちんと把握ができているというふうに思ってます。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、根来川について質問を行います。

先ほど、午前中、田畑議員からも同様の質問というものもありましたが、私の観点から質問させていただきたいと思います。

つい最近、関東の常総市を襲った大雨、北関東ですね、ここに襲った大雨、まさに、これは今、甚大な被害をもたらしているということは、当局もご存じのことだと思います。被害に遭われた方が、一刻も早くもとの生活に戻れるよう、お祈りするとともに、改めて河川の決壊の怖さを感じています。

岩出市においては、春日川、住吉川、根来川など、この間、随分と改修が進められてきました。しかし、その中で一番改修がおくれているのが根来川ではないでしょうか。根来川においては、この間、荊本と川尻の境界付近の後明橋付近まで、ようやく改善・改修が進められてきました。しかし、その後、河川改修については工事が行われる、こういう様子はありません。流域住民は他県の被害などを見るにつけ、早急な全面改修を望んでいます。和歌山県における今後の改修見込みはどうか、改めてお聞きをしたいと思います。

2点目として、岩出市として、根来川を初め河川改修という面では、県に対して、市としてはどのような働きかけをこの間してきているのか、その内容についてお聞きをしたいと思います。

3点目として、土砂のしゅんせつという点では、この根来川においては、森の六

枚橋付近が河川の形状から、特にしゅんせつが必要な場所となってきました。既に、ことしも草が生い茂り、早急なしゅんせつ工事が必要だと考えます。市内の各河川ともあわせ、今年度においては、しゅんせつ時期というのはいつごろになるのでしょうか。

4点目として、危険性というものを考えれば、このしゅんせつ面においては、少なくとも8月、9月までには行ってほしいと考えるものです。しゅんせつ工事の入札時期というものも含めて、県の対応、これを少しでも早めるように、改めて県に強く要望していただきたいと思います。根来川についての対応面、4点について、質問をさせていただきます。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　根来川の河川改修についてですが、県におきまして、川尻地内、木殿橋から根来新橋までの約1.29キロメートルについて、計画的に河川工事を実施する区間として位置づけ、平成24年度には後明橋付近までの約200メートル区間の本工事が完了したところです。また、後明橋付近より上流の河川改修については、川尻会館付近までの約400メートル間を今年度から設計業務に着手しております。今後は、川尻会館付近から根来新橋までの残区間を含め、早期の完成を目指して、事業進捗を図っていくと聞いております。

次に、どのような働きかけをしているのかについてですが、根来川を初めとする県管理の河川改修については、地域防災計画における位置づけや市政懇談会において寄せられた要望などをもとに、県に対して強く要望するなど、積極的な働きかけを行っています。

次に、河川のしゅんせつ工事についてですが、通水断面を阻害し、流下能力の低下を助長するおそれがあることから、適切な維持管理が求められます。県管理河川におけるしゅんせつ工事に当たっては、根来川を初め土砂の堆積状況等や地元からの要望により働きかけを行っておりますが、実施時期については、原則、河川工事は非出水期、これは10月16日から翌年の6月15日に当たります。この非出水期での施工となります。

○井神議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　しゅんせつ面というので、何とか時期ということは今おっしゃられたんやけども、要するに秋口にしかできないと、そういうことなんでしょうか。

実際には、土砂なんかはかなりたまってきたという点から見て、早目早目にやっぱり対応していただきたいというふうに本当に思うんです。これは、何ちゅうんかな、言われてた秋口というんですか、いつも9月の議会が終わった後、10月ぐらいにしか、いつもお返しできないというような状況だと思うんですけどもね。それは県のほうで言われている、その時期になる理由というのは、なぜそうなるのかというのを聞いておられるんでしょうか。その点、ちょっと改めてお聞きをしたいと思うんです。

それと、根来川においては、この間、岩出市としても、危険なそういう区域だということも含めて、市も認識されていると思うんですね。特に、今回、鬼怒川のああいいうところ、常総市で、ああいいう河川の堤防決壊というのが見るにつけ、やはり、そういう部分でいうと、早く全面改修していただきたいなというふうに本当に思うんです。そういう点では、岩出市として、そういう危険な地域が、もし仮に決壊した場合、この根来川で、ここが決壊したという場合について、被害想定図というようなものなんかは、岩出市で策定されてきているんでしょうか。これが2点目です。

そして、もう1点は、直接関係はないんですが、例えば、今回、ああいいう常総市の河川が決壊したと。そういう部分の中で、支援ですね、もし仮に岩出市で堤防決壊がした場合、他市なんかのほうからも支援要請なんかも含めて、されると思うんですが、そういう点においては、今回、今、被害が出ているあの鬼怒川のああいいうところで、物心両面のそういう支援というのは、今回、岩出市として、特段対応しているとか、何ら要請がないからしてないよとか、今回の関東のあの部分の中での支援という点では、現時点ではどういうふうになっているのか、この点だけちょっとお聞きしたいと思うんです。わかる範囲で結構です。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　再質問にお答えします。

まず、しゅんせつについて秋口にしかできないのか、その理由はということですが、出水期というのは、予測不能な集中豪雨などによって洪水の危険性というのが非常に高いです。そのために、県管理河川だけではなく、紀の川など直轄河川でも河川内の工事は非出水期、10月16日以降というのは決まっております。

次に、被害想定図とおっしゃられましたけど、これ、ハザードマップのことを言われていると思うんですが、根来川など県管理河川のハザードマップはございません。

3 点目、鬼怒川への支援というのをおっしゃられたんですが、これ、今回の質問には関係ないと思われますので、ちょっと答弁は控えさせていただきます。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、秋口というね、その点おっしゃられたんやけども、そういう点では、10月16日以降でなければ、これは絶対しゅんせつはされないと、できないというそういう規定だということなんですか。それを実際には、現実的には、出水期という以前でも、つい先日も台風なんかもあったりとかという、そういう部分なんかを考えると、10月16日以降でなければならないというような状況では、私はないと思うんですよ。

そういう点でいうたら、少なくとも夏場までに、それをお願いしたいというようなことというの、県に対して要請したとしても、それは絶対、しゅんせつについては10月16日以降だというふうになるのかどうか、市として、やっぱり前倒しで、何とかちょっとでも早くしてほしいんですよということを言って、そういうのを待たずにしてほしいということとはできないんでしょうか。その点だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

出水期に工事が絶対できないのかというご質問だと思うんですけど、工事が絶対にできないということではなくて、例えば、河川災害等があれば、出水期でも応急的にしなければならない工事はすることがあります。ただし、しゅんせつについては、応急という意味合いが薄いので、非出水期にしかできないと。

先ほど説明不足がありましたけど、出水期は急な集中豪雨等によって河川が増水することがあります。1つは、作業員が非常に危険であるということ、もう1つは、例えば、重機が河川内に滞在しておりますと、それで河川阻害率が上がるので、河川が氾濫しやすくなる、そういった理由があるので、出水期はできないということになっています。

これは国に対しても県に対してもそうですけど、しゅんせつを出水期にやっていただきたいと要望しても、絶対無理だと思います。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、厚労省通達について質問をしたいと思います。

2014年3月25日付で出された厚労省通知、保医発0326第1号は、差額ベッド料に関する徴収規定として、治療上必要な場合は、差額ベッド料は患者に請求できないことを徹底するようという通知が出されてきている、そういうものです。差額ベッド料という点では、長期に入院される方にとって大きな負担となっており、つい最近の新聞報道でも、治療の必要性から個室となっていたが、話し合いの結果、約200万円もの差額料の返還されたという記事も載っていました。

また、ある事例では、肺炎の治療のために入院を余儀なくされる。そういうときに、医師から院内感染を起こす菌、クロストリジウムが出ているために個室で管理しないといけないと言われた方が、結局は4人部屋に移るということができずに、個室料49日分の差額ベッド料約90万円を支払ったそうです。しかし、実際には、厚労省の通知という部分を知って、病院にいろんな形で話し合いをしている中で、この方は、この差額ベッド料90万円、これも返還がされる、そういうことになりました。

こうした差額ベッド料に関する厚労省通知に関して、那賀病院を初め市内の病院に関して周知の徹底、こういうものは岩出市としては、どのように図られているのか。また、厚労省通達に関しての対応については、市としてはどのような対応をしているのかをお聞きしたいと思います。

2点目として、今回の厚労省の通知内容は、患者本人の治療上の必要により特別療養環境室へ入院させる場合や、病棟管理の必要性等から特別療養環境室に入院させた場合など、実質的に患者の選択によらない場合を初め、同意書による同意の確認を行っていない場合は、特別な料金を求めてはならないとしているものです。このような内容に関して、ほとんどの岩出市民、こういうことを知らないのではないのでしょうか。この点においては、知っている人だけが得をすることというのではなく、しっかりと市民に理解をしてもらい、知識として知ってもらう必要があると考えます。市民に対して、ホームページや広報などで、今回の通知内容である差額ベッドに関する内容を知らせるべきだと考えます。ホームページや広報を初め、市民にどう知っていただくのか、市の考えをお聞きしたいと思います。

3点目として、現在、那賀病院において、差額ベッド料に関して、徴収面で患者と病院との間で協議中という状況も生まれてきています。個人情報というものにかかわりますので詳しく言いませんけれども、実際には、那賀地域においても問題が

出ているわけです。岩出市としても、那賀病院、市内の各病院に対して、改めて周知の徹底を図るよう申し入れるべきではないかと考えますが、どうでしょうか。市のお考えについてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長　ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　増田議員ご質問の３番目、厚労省通達について、１点目と２点目について、あわせてお答えいたします。

まず、差額ベッドとは、正式には、特別療養環境室と呼ばれるもので、保険適用の入院費用とは別に、個室などの部屋代が保険適用外として個人負担が必要となるものであります。この差額ベッドの取り扱いについては、厚生労働省から実施上の留意事項が示されており、直近では、平成26年３月26日付通知の中で、特別療養環境室にかかる特別の料金を求めてはならない場合など、具体例が示されております。保険医療機関への当該通知の周知につきましては、近畿厚生局を通じて周知されているところであります。

また、厚生労働省通知については、診療報酬の改定や薬価基準等の一部改正、医薬品の保険適用に関する取り扱いについてなどを初めとする多くの通知が、県を通じて各市町村の国民健康保険主管課長宛てに送付されているところでございますが、これらの通知は、行政機関内部の文書として位置づけられているものであり、市民への周知が必要とされていないため、特に実施してございません。

３点目の差額ベッド料に関して、岩出市としても、那賀病院に対して、改めて周知の徹底を図るよう申し入れるべきではについてでございますが、那賀病院は、本市と紀の川市が管理経営に関する事務を共同処理している一部事務組合であり、これらの事務の管理執行に際して、両市が協議等を行った上、対応することとしております。今回の通知においても、現在、管理者である紀の川市から通知されておりますので、十分周知が図られております。

○井神議長　再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　要は、今回のこの通知というのが、治療上の必要があれば差額ベッド料は取ってはならないという点なんです。実際に、先ほどの答弁では、行政機関内、要するに、市民はこういうことは知らなくてもいいんだと。行政機関内だけでそういうことを知っていれば十分なんだという答弁でした。まさに、市民目線に立って

いないな、そういう答弁だと言わざるを得ないと思うんです。

そういう点では、全く知らない人については、いつまでたっても、こういう差額ベッド料、通知にないように、違反するような内容があったとしても、そういう対応、これからも続けられていく、そういうことになると思うんです。そういう点では、なぜ市民に対して通知をしない、そういうような対応になるんでしょう。私は、そういう点においては、少なくとも市の広報やホームページ、そういうところで、市民の皆さん、厚生労働省の通知で、例えば、病状が重くて、常時監視が必要な場合などにおいて、まさに治療上必要があるという形で、個室などに入ったときは差額ベッドは要らないんですよ、こういうことをなぜ市民に知らせるということをされないんでしょうか。

市民にそういう通知内容を知らさなくてもいいという、その理由はなぜなのか、これをお聞きしたいと思うんです。私は、少なくとも市民に対して、行政からしっかりとそういう状況があるんですよ、これを知らせていくのが、本来の意味で、市民生活をよくしていくと、市民は守っていく、そういう立場になると思うんですが、この点から再度周知という部分についての質問、これをさせていただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

なぜ市民に通知しないのかということでございますけれども、あくまでも、今回の通知においては、医療機関内における差額ベッド料の取り扱いに関する留意事項ということで、各機関に徹底される通知ということでございます。市といたしましては、いわゆる、例えば、法令等で制度が変わってというような場合は、きちっと広報に載せるなり、ウェブサイトに掲載するなり、周知は図ってございます。

○井神議長　再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員　要は、今回の厚生労働省の通知、この受けとめ方の違い、それが当局と私の認識の違いなのかなというふうに言わざるを得ないと思うんです。その点では、実際には市民に対して、先ほども言いましたけれども、治療上の必要性がある場合は、そういう差額ベッドは要りませんよ。そういうふうに知っていただく、そういうことを行うことこそ、行政の温かいそういう対応ではないんでしょうか。私はそう思うんです。

市民に周知をするといっても、そんな難しいことはないと思うんですよ。ホームページにおいても、いろんな事例なんかも挙げて載せていくとか、市の広報なんかにおいても、実際にそういう部分なんか、広報の中へ載せたとしても、そんなに大きなスペースなんかは要らないんじゃないでしょうか。私は、市民にそういう部分でいろんな面で困らない。特にお金の面で、今の社会情勢の中で、お金というのがなかなか大変な状況になってきている中で、そういう大きな負担を市民が負担しなくてもよくなるような対応というのを広報で知らせていく、これが本当に温かい、そういう行政の姿勢ではないのでしょうか。

一切そういうことは、今後もされない、そういうことでいいのでしょうか。私は、ぜひ温かい対応をとっていただきたいなと、こういうふうに思いますので、再度、市の対応、ぜひ改善していただきたいなという思い、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　増田議員の再々質問にお答えいたします。

温かいとか冷たいとかということを私申し上げているつもりはございません。この通知に関しては、先ほども申し上げましたように、通知に基づいて、保険医療機関が適切な対応をするために、基準というものに関して示されているものでございますので、患者に対しては、いわゆる医療機関がきちっと丁寧に説明するということが筋だと、私は考えてございます。

それから、市のほうでホームページや広報というお話ございました。これにつきましては、例えば、ほかの市との取り扱いが異なるような場合においては、本市の内容を周知することにも必要でございます。しかし、今回の通達は、保険医療機関内部での取り扱い等の徹底を図るための通知で、これは全国的に全てその取り扱いでいくということの周知でございます。あえて、岩出市のホームページに載せる必要はないと、このように考えます。

○井神議長　これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時40分から再開します。

休憩 (14時20分)

再開 (14時40分)



○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告 7 番目、16番、尾和弘一議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。

ただいまから一般質問をさせていただきます。今回は、いずれも、市民の皆さんから要望や声を集めてしておりますので、市長に対して答弁を求めていきたいというように思っております。

議長の許可を得ましたので、質問通告に従いまして質問させていただきたいと思っています。

まず、電気柵についてであります。

ことしの 7 月、静岡県 の西伊豆町において、河川に設置されました電気柵で 7 人が感電し、とうとい 2 名の方が亡くなられるという事故が発生しました。この事故を受けて、農林水産省は、8 月 19 日、全国の電気柵に関する調査結果を発表しました。電気柵は、田畑の野生動物の侵入を防ぐためなどに設置されていますが、この電気柵に関して、具体的に対策がされてきたか疑問であります。事が起れば、そのことに対して動く監督官庁であることが明らかになりました。

その後、設置された当事者は、責任を重く感じて、3 週間後に、みずから命を落とされております。まことに痛ましいことであります。二度とこのようなことが起きないように、各自治体で取り組みがなされております。そこで、岩出市について、2 点にわたって質問をしたいと思います。

まず第 1 点は、岩出市内において、このような電気柵は何カ所設置をされているのかについて、お聞きをしたいと思います。

2 点目は、岩出市として、その後、安全対策や指導はどのようにされてきたのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 電気柵につきましては、本年 7 月、担当職員で市内全域を調査したところ、13カ所を確認いたしました。電気柵の設置自体に問題はございませんでしたが、表示板が適切でない事例がありました。設置者に対しては、経済産業省の指導に基づき、電気柵施設における安全確保について、再度徹底するように通知文を

郵送し、あわせて市ウェブページに掲載し、周知を図りました。また、ＪＡにおきましても、組合員に安全確保について啓発を行っていると聞いております。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。調査結果については、岩出市内に13カ所あるということであります。少なくとも全国には約10万カ所あって、そのうち7％に当たる約7,000カ所が安全対策がなかったと言われております。経済産業省は、省令で感電防止柵を定めていると言っていますが、岩出市においては、設置者に対して、具体的に、どのような安全対策を指導してきたのか。また、違反があったのかないのか。

今のご答弁では表示に問題があったということで、表示すら、全然、今までもしてなかったんじゃないかというように思いますが、表示の統一化をされてきたのか。それから、漏電遮断装置が設置されていないという事例が多く出ているということでありますが、岩出市の場合は、その遮断装置についてはどうであったのか。それから、規定以上の電流が流れているということが言われておりました。自己で、自分で設置をした場合にそういうケースがあるらしいんですが、そういう事例はなかったのか、それについてお聞きをしたいと思います。

最後に、電気柵の安全な使用を呼びかけるポスター等の作成について、作成をして、もう既に配布をされているかどうか、この点について、重ねてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、安全対策の指導につきましてですが、経済産業省からの安全啓発文書が発せられておりまして、その内容におきまして、パンフレットには、電気柵の設置の際に守らなければならない基準といたしまして示されております。市も基本的に、このパンフレットを設置者の方に送付いたしております。

内容といたしましては、1点目、危険である旨の表示をすること。2点目、出力電流が制限される電気柵用電源装置を使用すること。3点目、漏電遮断器を設置すること。4点目、開閉器、スイッチのことでございます。スイッチを設置すること。以上の4点が守らなければならない基準として、経済産業省のほうから通達されております。

それから、安全表示につきましては、農機具店など、また、ホームセンターなどで一般的に市販されているパッケージ商品につきましては、安全表示の看板まで込みで販売されておりますので、そういったものは適切に表示されております。ただ、今回、不適切な事例というのが、設置から10年近くたったもので、そのプラスチックの看板が風化して落ちていたというのが何件かございました。

それから、危険な電流の流れるものでございますが、調査して、3件は一般家庭用の交流100ボルトを電源とする安全柵でございましたが、全て規定に基づきまして漏電遮断器が取り付けられておりますので、危険な事例はございません。

それから、ポスター等につきましては、経済産業省のほうから送られてきたポスターなどを掲示して、それで利用しております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 危険なところについてであります。あわせて経済産業省のほうから、電気柵に関して、電流3,000分の1秒流して1秒以上とめるパルス発生装置、これについても設置をすべきだというような形で通達が出ていると思うんですが、その装置については、岩出市においては設置をされているのか、これについて重ねてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再々質問にお答えします。

ただいま市販されております電気柵の電源装置につきましては、議員ご指摘のような3,000分の1秒、それから1秒とめるというようなパルス発生装置が附属した電気用品安全法の適用を受ける、俗に言う、PSEマークです。それがついた商品のみが市販されて認められておることです。安全に使用いただいているものと考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、街路灯、いわゆる防犯灯とも言われる部類のやつなんです。岩出市に入居された市民の皆さんが、一様に、岩出の夜、夜間はまちが暗い、そのように言われております。当然、必要な照明は大切でありますし、道路の安全通行や

子供たちの身の安全を守るべきであります。

地域の防犯のために設置された街路灯であると考えておりますが、中でも、紀泉台から中黒地区にある街路灯が消えている箇所が多くあります。1カ月前からずっと調査をしておったんですが、二、三日間、夜間に調査をしますと、道路の東側のところに、15カ所から20カ所ぐらい電気がついてないという状況にありました。

その後、一般質問の事項に挙げてますので、岩出市のほうとしても調査をされておると思うんですが、これに対して何カ所消えていたのか、お聞きをしたいと思います。また、市では、維持管理の点でどのようにされているのか。このままでよいと考えておられるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

さらに、安上から中島線において、この新しい道路であります、ここにも設置をしてほしいという方がおられます。もちろん夕方から、最近日は暮れるのも早くなりますから、ウォーキングしたり、そういう方がおられるのが実態であります。そういう中で、この安上中島線というところに設置はできないものだろうかということでもあります。早急に岩出市の設置をすべきであると私も考えておりますが、市の計画及び対策について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　市道相谷中島線の街路灯が消えている箇所についてですが、議員ご指摘のとおり、紀泉台から中黒の間で、69基中7基が消灯しています。消灯理由は、隣接に水田があり、街路灯の光により稲は成長するが、稲穂ができない等の光害対策として、7月から9月まで消灯しています。

なお、照明器具に、農繁期のため街路灯を消しています。ご理解、ご協力、よろしく願いますの張り紙を張り、通行者への周知を図るとともに、稲刈りの状況を見ながら、稲刈り後、すぐに点灯しております。

次に、市道安上中島線への街路灯設置についてですが、平成24年の開通以降、沿線の開発等が進んでおりますが、まだまだ多くの水田が残っております。また、市道山西国分線、市道中黒荊本線、県道小豆島岩出線の各交差点照明においても、稲作への光害により消灯している状況です。このことから、街路灯の設置について、現在のところ、事業化の予定はありません。

なお、最初に69基中7基と言いましたが、これは光害対策で消しておるんですが、漏電ブレーカーの作動によって、15基消灯しているものもあります。原因について、漏電箇所の調査を行っており、場所の特定や原因が判明次第、15基に対しては修繕

等の対応をしてまいります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、事業部長のほうから答弁をいただきましたけども、こういうことはこの一般質問で言わんと市は動かないという姿勢が、私は問題やと思うんですね。私は、過去、この調査を約3カ月ぐらいつつ、いつ直るのかなと思いながら、チェックを入れてきたんですが、15基じゃなくして、私が二、三日前に見たら、20基消えておりました。7基が稲作等の関係で消しておるということになりますから、13基が故障であるという実態が明らかな状態ではないだろうかと、そのように思っているわけですね。

これは、日暮れが、先ほども言いましたが、暮れがこれから早くなりますし、クラブ活動等で中学生の皆さんが、夜間、家路に帰るときにも非常に暗いと。人の姿は見えるけども顔が見えないということになりますと、犯罪の要因になるということもあろうかと思えます。これは早急に、維持管理を徹底していただいて、当然設置したところについては点灯すると。

もう1点、稲作の影響の問題ですが、稲作に影響しないように、田んぼの面にはカバーをかけていると思うんですよね。それが有効でないのであれば、有効なように対策を打つなり、その周辺、道路側のほうに明かりがともすような形で手を打つということも1つの対策であろうと私は思っておりますが、それについてご答弁をください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

先ほど申しました漏電ブレーカーの作動により、15基消灯している分については、質問いただく以前から調査しておりまして、早急に対応していくので、ご理解いただきたいと思えます。

それと、2番目の遮光板の件なんですが、先ほどご質問にもあったように、器具へ遮光板を設置しておるんですが、遮光板を設置しても稲作に影響があるということで、やむを得ず消灯している状況であります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 安上中島線の設置の問題であります、計画はないんだといいますと、連担で家が建ってないということを言われておるんでしょうけども、そうしますと、この安上中島線について、どういう状況になれば条件を満たすのかと、街路灯の設置についてですね。そういう条件があるということであれば、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

こういった条件を満たせば街路灯が設置できるのかというご質問だと思うんですけど、安上中島線の沿線に田んぼが物すごく少なくなって、光害対策の苦情がなくなった状況であれば、設置していけると考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、大門池について質問をさせていただきます。

昨年9月、議会において大門池の入会権に関する裁判で質問をしてきました。その内容は、駐車場の賃貸料に関して、過去から何回となく返還請求をしないのかとの答弁で、教育部長は、駐車場の賃貸料の返還請求については、現時点では請求することは適切でないと考えております。また、顧問弁護士と協議した結果、現時点で返還請求することは適切でないと答弁もされておりました。また、代表監査委員は、事もあるうに、市の答弁をうのみにして、現時点で、市は十分検討した上で、賃貸料返還請求することは適切でないと判断していることからして、監査委員として、特に、意見等はございませんと答弁してきておりました。さらに、今の段階では妥当じゃないかと判断しておるとも答えておられたのであります。

しかし、賃貸料の請求を文書にしていないと。時効は待ってくれません。そこで、今回、大門池に関する賃貸借契約に基づいた賃貸料の金額について、幾ら支払っていたのか。さらに、ここに至っても請求しないのかどうか。これはイレギュラーだということで教育長が答弁されて、賃貸借契約がイレギュラーであったんだから、支払いが不当であるということで返還請求するんだということを言われてきました。しかし、ここに至っても請求しないということでもありますので、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、支払った金額について、時効に関してであります、時効

に関して認識はどう考えておられるのか。時効の起算日と、いつ時効になったというように認識をされているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの３番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員ご質問の３番目、大門池について、一括してお答えいたします。

まず、賃貸料は総額で４,７０３万２,２００円です。なお、その他いただいたご質問につきましては、平成２７年６月４日付で和歌山地方裁判所に訴状が提出され、関連する事項について係争中でございますので、回答については差し控えさせていただきます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私の質問の答弁に答えてないんですね。時効の起算日はいつなのかと。

今、６月９日に訴状が届いていると。その訴状というのはどういう内容なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、時効の概念ですが、時効とは、一定の事実状態が一定期間継続した場合に、その事実状態が真実の権利関係に合致するかどうかにかかわらず、その事実状態どおりの権利関係を認める制度をいうということに言われております。それから、消滅時効は、権利を行使することができるときから進行すると。権利行使ができないのに、時効だけ進行するということは適当でないからであります。権利を行使することができるときは、権利行使について、法律上の障害がないことを意味します。これは大法定の昭和１２年９月１７日に判決として出ている分であります。

今、ご答弁をいただきました、６月９日の訴状の内容と、再度お聞きしますが、時効の起算日はいつなのか。それと請求権の放棄をしたということで認めるのか、それについてご答弁をいただきたいと思います。訴状とは関係ないですかね、この時効の問題については。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再質問にお答えいたします。

まず、訴状につきましては、新池駐車場に係る損害賠償等請求事件でございます。

時効の起算日につきましては、この新たな提訴にもかかわることでございます。

弁護士と検討中でございます。

それから、請求権の放棄等につきましても、係争中になったことを受けて、答弁は差し控えさせていただきます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育長ね、教育部長、市長もそうなんです、4,700万余りの金を支払い続けて、20年間払ってきたわけですね。払ってきて、その間、イレギュラーだということで、10年前近くに支払いをストップして、11年から経過をしております。そうしますと、民法で、債権の請求権については、10年以上放置をすると、請求権としての時効が成立すると言われていているわけであります。

今言われている、6月9日の訴状の件については、これは大門池・新池水利組合のほうから、さきの最高裁判所の上告棄却を受けて、それに伴って、所有権、水利権に関して損害賠償という形で請求されているんであって、賃貸料の、いわゆる、4,700万に関して訴状を起こされたわけではないわけでありまして、この問題について、市長はどのように考えておられるのか。まさに市の財産を正常な管理すべきところを今日まで放置をしておいて、さらに、現在、訴状、係争中であるということで答弁をしない。まさしく市民の税金をどう思っているのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問についてお答えをいたします。

判決が確定していない中で、手続を進めることは適切でなく、慎重に対応した結果であります。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に質問をさせていただきます。農薬使用の問題についてであります。

今、我々が食する野菜等を初め、その使用基準について、今、世界的にも問題を抱えてきております。世界の基準とは逆行していく日本として、ヨーロッパでは、被害拡大を防止するために、予防原則に基づいて、この夏の措置がとられました。ヨーロッパの規制と比べて、日本は全くおくらせております。ネオニコチノイド系農薬を大量に使用しており、農産物へのこの使用によって、異常なまでの残留基準があるとされており、厚生労働省は、その農産物の残留基準を引き上げようと



しているのです。

グリーンピースは毒性が問題視されながら、農薬の大量使用が続く原因の1つに、一握りの多国籍企業の影響力が、食糧の生産や種子や農地からの流通、食卓にまで及び、生産者と消費者が分断されている現状があると考えられています。

そして、日本政府に対して、このネオニコチノイド系農薬の残留問題について、今、直ちに凍結するよう求めているのです。

ヨーロッパでは、この使用規制が始まりました。今回の規制は、農産物の受粉を受けるミツバチに対して有害性があると明らかになったことから、2013年5月に欧州委員会が決定したもので、残留農薬の在庫農薬の使用は11月30日まで許されましたが、2013年12月1日から規制が実施をされ、使用が中止になりました。

EUの規制対象では、この問題について、ミツバチのつくる作物、大豆、菜種、トウモロコシ、穀物には使用禁止をしております。温室の中であれば、ミツバチのつくる作物への使用は可能であるということを言われておりますが、ここ日本の状況を見ましても、受粉に大切なミツバチは飛躍的に減ってきております。

こういう動きの中で、まず第1点は、岩出市における使用実績及び人間に及ぼす影響について、どのように認識をされているのか。

2番目に、ミツバチやメダカ、アカトンボ等々は、最近、特に、減少しておると言われておるのが実態であります。そこで、質問の要旨にしておりますが、そういう1、2点について、今申し上げた点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　農薬につきましては、農薬取締法に基づき、農薬の登録、販売及び使用について規制されておりますが、使用量については、JA、ホームセンター、農機具店など、幅広い範囲で販売されているため、県、市においても把握できていません。

また、人体に及ぼす影響については、農薬取締法に基づき、農薬として農林水産大臣の登録を受け、販売され、使用されているものであるもので、使用方法を誤らない限り、影響はないと考えています。

次に、2点目につきましては、メダカ、アカトンボ等の生物の減少は、農地、緑地の減少、水路のコンクリート化、また、池・沼の減少など、さまざまな要因があると考えています。

なお、ミツバチの減少については、農林水産省において、平成25年度から被害事

例調査を行っていますので、結果を注視し、国の方針に従ってまいります。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、通り一遍の答弁をしていただきましたが、今回、私がこの農薬問題について取り上げている主要な点は、世界中で脱ネオニコの動きということで、ミツバチだけでなく、人間の脳にも悪い影響を及ぼすと指摘をされているのであります。日本では、世界の基準とは逆行しており、ミツバチは、トマトやナス、キュウリ、カボチャ、レタスなどの野菜、イチゴやメロン、スイカ、桃、ナシ、リンゴなどの受粉を担い、農産物の実りを支えているものであります。これらのつくっている企業は、主に、日本においては住友化学と武田薬品工業、バイエルという大手の会社があるんですが、そこで大量にこれらのものが販売をされているということでもあります。

この農薬の使用では、カメムシの駆除が身近なものと言えるんですが、我々の殺虫剤については、今までも、1990年代から有機リン系の農薬にかかわって登場したもので、このネオニコというのはどこから来たのかということで調べたんですが、たばこの有害成分、ニコチンに似ているとして、ネオニコチノイドという形で命名されたと言われております。

商品名では、モスピランとかダントツとかスタークル等が言われておるんですが、これらの農薬を使用することによって、今、EUに比べて残留農薬基準値が、キュウリで100倍、トマトで60倍、ピーマンで60倍、ブロッコリーで50倍もの、日本においては残留農薬があると、これは発表をされております。

また、日本の残留農薬基準でいうと、イチゴが、米国0.6、EU0.01に比べて、日本は3ppmですね。それから、リンゴ、ナシ、ブドウ、スイカ、メロン、それから、茶葉、トマト、キュウリ、キャベツ、ブロッコリー、先ほども言いました、ピーマン、これらは全て、米国やEUの基準からいうて、非常に高いんですよ、残留農薬の基準そのもの自体が。そういう意味では、我々の食する食べ物が、いかに農薬で汚染されているかということを考えますと、今後起こり得る全ての発病等については、これらのものが起因するであろうと。

そういう意味から、私はどのようにしていくのか、具体的に、今、事業部長が答弁ありましたが、国の方針が出てからでいいんだというようなご答弁でありました。具体的に、岩出市における農薬使用の基準をみずからが、行政のほうで使用頻度を下げていくということをやるべきであるというふうに思っておりますが、それにつ

いてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

今、議員からいろんな事例をいただきましたが、人体への影響や生物への影響が証明されているものではないと考えております。もちろん日本においても安全性の確認は十分されていると考えておりますので、岩出市としては、国の方針に従っていききたいと、そう考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 国の方針に従うという繰り返しの答弁であります。私は、自然の循環ということ逆らうことなく、無農薬でオーガニックの野菜、これが主役になるというように思っております。今、地産地消から、知産、いわゆる地元の産物については地元で消費するから知産知消という、知というのは知ることなんです。知っている人がつくる。そして、消費者はそれを知っている人が消費すると、こういう動きが出てきております。そういう意味では、これは事業部においても、問題を考えながらどうしていくのかという立案を早急にやっていただきたい。

また、あわせて言いますが、今まで、溝とか小川にいたドジョウとかゲンゴロウとか、それから、アメーバとかザリガニ等が農薬では非常に少なくなっているのが事実なんです。私たちはそこに目を向けて、人間が食するものについて、もっと敏感になるべきだというふうに思っておりますので、そういう立場から、岩出市において、この農薬問題についても着手をしていただきたいことを重ねて要求して、ご答弁をいただいて、終わりたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長 再々質問にお答えします。

今、議員から無農薬の話がございましたが、もちろんそれは販売戦略の1つとして、そういったことはあるとは思いますが、農薬を使用してよいかどうかは、国が安全だと言っている限り、そこは認めていかなければならないと考えております。

それから、生物の減少についてですが、最初の答弁でも申しましたとおり、生物の減少は農地、緑地の減少、水路のコンクリート化、また、池・沼などの減少が大きな要因であるので、農薬との因果関係というのは、これもまた証明されていない

と考えております。

以上です。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　次に、死亡届についてであります。

人間は必ず死を迎えることが、これは避けることが絶対ないというふうに私は思います。必ずやってまいります。これは何人とも避けがたい、避けて通ることのできない事実でありますし、その面、晩年をともに、終活への備えもやるべきであるというように考えておりますが、この死に対して、市民の皆さんの要望や声をよく聞くことがあります。

当然、ここで取り上げている、お通夜、告別式等々であります。まず第1点は、この死亡に伴って、市役所への一連の手續についてどのようなになっているのか。

それから、2番目に、岩出市が行っている弔電及びその取り扱いについてどうしているのか。

それから、3番目に、国会議員及び県議会議員で誰が情報を流しているのか。

それから4番目に、個人情報保護の立場から、この問題についてどう考えているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員ご質問の5番目、死亡届についての1点目、一連の手續はどうかにつきましてでございます。

市民課では、死亡の届け出があった場合、戸籍法及び墓地埋葬等に関する法律に基づき事務を遂行しております。事務手續としましては、死亡届の記載事項を確認した後、火葬許可書を交付し、届出人に各種手續の案内書類を渡すとともに、市役所への手續等必要を要する関係課には、市民課から住民異動届の写しを配付しております。

なお、岩出市火葬場の指定管理者には、火葬の準備等、円滑を図るために業務連絡表をファクスにて送信してございます。

2点目の弔電及びその取扱いはどうかにつきましては、取扱いはしておりません。

3点目の国会議員及び県議へ誰が情報を連絡しているのかにつきましては、情報

の連絡はしておりません。

4点目の個人情報保護についてどうしているのかにつきましては、岩出市個人情報保護条例第3条第2項の「実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。」とあります。遵守してございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務部長のほうからご答弁をいただきました。

まず、2点目、弔電及びその取り扱いについてですが、そうしますと、市長名で弔電が打たれていると。打たれているのか、いないのか。それから、受け付けの段階で、お悔やみとして、文書を手渡しているように理解しておりますが、これについて、どのような形をしているのか。

それから、3番目、国会議員や県議会議員に情報が流れていると。流してないというご答弁でありました。事実そうなんでしょうか。私は証拠を持っとるんですけども、岩出市からそういう情報は、いわゆる、国会議員と県議会議員に流してないと。もし流してたらどのようになりますか。これは明らかに詭弁な答弁やと思うんですが、再度、聞きたいと思いますが、そういうことは流してないと。流してないのかかわらず、国会議員や県議会議員から弔電が打たれるというのは、どこから情報を得ているのか。これについて答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、こういう情報の提供について、2007年に裁判が行われてございます。この裁判におきましては、市の事務ではなく、提供する事務について、個人情報保護条例に反するとして、住民訴訟が起こったということでございますが、この際には、議員の活動の便宜を図る観点から、必要かつ有益な情報として、市民の葬儀に関する情報を提供することは、合理的な必要性を欠くということではできないから、裁量権の範囲内の行使として、事務に含まれるというべきであるということで、請求棄却の判決が出ております。

それから、尾和議員、これだけ言っときますけどもね、前に、民主党政権が発足されましたときに、和歌山県の2区におきまして、阪口直人氏が当選されました。そのときに、与党に協力をしろということで、情報の提供を要請された議員がおり

ます。あんたですよ。尾和議員。

（「私は言うてないですよ。」の声あり）

○湯川市長公室長 いや言うたよ。そんなね、そんなこと言うた人間がよ、こんな質問する資格があると思ってんのか。

（「ちょっと待ってください、議長。」の声あり）

○井神議長 ちょっと今の言葉。

（「議長、こんなこと言うておかしい。」の声あり）

（議場騒然）

○井神議長 ちょっと静粛に。

（「議長、何とかせいよ、今の発言。こんなんあかん、議場やで。」の声あり）

（「議事進行」の声あり）

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 それから、再質問、もう1点ですけど、受付で文書を配付しているのかということでございます。市民課で、遺族の方にお悔やみ文を文書として、お渡ししています。そのときにあわせて、各課への手続情報というのを案内させていただいているところでございます。

○井神議長 再々質問を許します。

（「いや、今の公室長の答弁ね。」の声あり）

（「議事進行」の声あり）

（「公室長の答弁、問題じゃないですか、議長。」の声あり）

（議場騒然）

○井神議長 再々質問を許します。お願いします。ないですか。

（「いやいや、公室長の発言についてどう思うんよ。あれでええんか。」の声あり）

○井神議長 議事進行を進めます。

再々質問はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長に申し上げますけどね、この神聖な議場において、異常的な発言をされることについては、私は議長のほうから、そういう発言をするなということを議事整理権でやるべきだと思いますよ。

その上で、今、公室長が言われました件について、私に言われましたが、私は、一度もそんなことを市に対して申し入れたことはありません。私はそういうことをやった覚えはないですから。ほかの議員がやったのであれば、それは知りませんが、

個人情報の問題を与党議員に対して出せというようなことは一切ありませんから、その点だけ、私は身の潔白のために言うときたいと思います。

それと、総務部長は流してないと言いながら、実際上は公室から流れているというのが事実なんですよね。だから、こういう問題について、個人情報の保護の立場から、どうしていくのかということを市としては考えるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、情報の提供についてでありますけども、事務手続を行うために、住民異動届の配付ということでございまして、それについては、税務関係書類であるとか、保健関係の書類等ございますので、その関係部署に対しては、異動届を提出しております。

それから、個人情報の関係の異動についてですけども、これは我々職員として、個人情報保護条例に基づいた事務処理をしていくのが適切であるということでございますので、その条例どおりの確に事務を遂行していきたいと思っております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、6番目の質問をさせていただきたいと思います。

P P Sの問題であります。

P P Sというのは、特定規模電気事業者という略称の頭文字をとってP P Sというんですが、電気の自由化が2000年からスタートをしました。そのときには50キロワット以上という形であったんですが、来年、2016年の4月からは、家庭内の小口電力も対象になります。現に、一般家庭においても、安いところから電力を購入することができるようになるわけでありまして。原発に依存しない、電気をもっとふやしたい、電気の使用料を減らしたいという願いは、誰でも家庭を守る女性にとっては自然の流れであります。

照明代が半分になり、安い蛍光灯や電気代が10分の1になるガスエアコン、各自自治体では、N P O、生協設立等々、環境への負荷を少なくして、市民が選べるこのP P Sへの取り組みが進んできております。

特定規模電力とは、自家発電、卸供給事業者、卸電力取引所、一般家庭、電力会

社から買って販売する商社みたいな役割を果たすわけであります。

P P S では、株式会社や大学、各省庁、地方自治体に販売をされております。現在、登記されている P P S は約 700 団体あり、中でも、エネットが代表的であります。この会社は N T T と東京ガス、大阪ガスの全額出資会社であり、P P S から電力を購入した自治体の比率は、都道府県 47 のうち 60 %、政令市で 20 のうち 75 %、中核市で 40 あるんですが、約 90 % がこの P P S から電力を購入しております。

2012 年の 7 月、自治体が、2012 年度では 7 自治体しか購入しておりませんでした。が、本年度の 2015 年度では 70 に増大をしております。

岐阜県内の北方町という 1 万 8,000 の人口のまちであります。2012 年より切りかえて、3,000 万円の年間電力使用量を約 100 万円削減をしております。人口 1 万人当たり 50 万円程度の削減は、既に実現をしているのであります。10 万都市に並べかえてしますと、約 500 万になると言われております。名古屋市役所では、関連する施設に、この導入によって、年間 2 億円を削減したと言われております。岩出市においても、これらの動向の実態を把握してみる必要があると、私は思っております。

そこで、岩出市役所公共施設の年間使用量及び金額は、過去 3 年間の推移はどうなっているのか。

次に、P P S の安価な電力を購入すべきであると考えておりますが、取り組みについてお聞かせください。

それから、3 番目に、電力自由化に伴って、当然、電力も関西電力だけでなくして、入札制度を導入して削減すべきであるというふうに考えておりますが、この 3 点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの 6 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の 6 番目の P P S についての 2 点目、特定規模電気事業者の安価な電力を購入すべきであるがどうかと、3 点目、電力自由化に伴って、入札制度を導入すべきであるがどうかについてをあわせてお答えをいたします。

電力の小売事業については、電気事業法の規制緩和により、現在は 50 キロワット以上の事業所であれば、自由に小売事業者を選択することができるようになりました。地方公共団体においても、電力調達に入札制度を導入する事例が広まっており、特定規模電気事業者、いわゆる、P P S が落札したことにより、電気コストを削減できた事例が見受けられます。

和歌山県でも、今年度、本庁、本館などの電力調達について、5 月に入札を実施



し、P P S と契約しております。

市といたしましては、電力の調達に入札制度を導入することで、電気料金削減の可能性がございますので、入札制度の導入を検討してまいりたいと考えております。

施設の使用量等については、総務部長から答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の6番目のP P S についての1点目、岩出市施設の年間使用量と金額、過去3年間の施設ごとについて、お答えいたします。

平成24年度の電気使用量と金額は、市の40施設で、電気使用量の合計が1,393万7,658キロワットアワー、それから、金額の合計が1億3,918万6,625円です。内訳として、庁舎等が3施設で、電気使用量が54万3,721キロワットアワー、金額が1,062万5,346円、クリーンセンターは、電気使用量が640万4,499キロワットアワー、金額が129万1,784円です。保育所は4施設で、電気使用量が19万3,309キロワットアワー、金額は606万8,421円、学校施設は9施設で、電気使用量が111万1,557キロワットアワー、金額は2,506万6,454円です。社会教育施設は14施設で、電気使用量が79万4,484キロワットアワー、金額は2,172万7,139円、保健福祉施設は6施設で、電気使用量が59万1,636キロワットアワー、金額は1,554万7,055円です。水道施設は3施設で、電気使用量が429万8,452キロワットアワー、金額は5,886万4,262円となっております。

次に、平成25年度の電気使用量と金額についてであります。同じく40施設で、電気使用量の合計が1,376万9,319キロワットアワー、金額の合計が1億6,676万8,340円です。内訳として、庁舎等は、電気使用量が52万3,795キロワットアワー、金額が1,229万5,688円、クリーンセンターは、電気使用量が625万3,760キロワットアワー、金額は146万4,953円です。保育所は、電気使用量が18万6,345キロワットアワー、金額は657万1,398円、学校施設は、電気使用量が111万3,007キロワットアワー、金額は2,941万8,685円です。社会教育施設は、電気使用量が78万7,690キロワットアワー、金額は2,320万8,501円、保健福祉施設は、電気使用量が61万5,562キロワットアワー、金額は1,766万1,450円です。水道施設は、電気使用量が428万9,160キロワットアワー、金額は7,614万7,665円となっております。

次に、平成26年度の電気使用量と金額についてであります。同じく40施設で、電気使用量の合計が1,359万5,208キロワットアワー、金額の合計が1億6,952万1,537円でございます。内訳として、庁舎等は、電気使用量が50万4,437キロワットアワー、金額が1,266万4,025円、クリーンセンターは、電気使用量が645万9,097キ

ロワットアワー、金額は160万882円です。保育所は、電気使用量が18万774キロワットアワー、金額は679万7,129円、学校施設は、電気使用量が112万1,845キロワットアワー、金額は3,111万8,089円です。社会教育施設は、電気使用量が76万5,456キロワットアワー、金額は2,410万3,784円、保健福祉施設は、電気使用量が60万3,658キロワットアワー、金額は1,895万4,381円です。水道施設は、電気使用量が395万9,941キロワットアワー、金額は7,428万3,247円となっております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。市長のほうから、P P Sの導入については検討したいということではありますが、具体的に検討したいといっても、いつぐらいまでにするのか、いつから入札制度を導入するのか、それのお考えがあるならお聞きをしたいと思います。

それから、実施している自治体数の増加についてであります。入札によって25%から30%が対象になると言われております。負荷率の問題でいいますと、年間の消費電力割る契約電力掛ける24時間掛ける365日間で負荷率を計算してみますと、大体、一般的には、今支払っている金額の6%から1割ぐらい安くなると言われております。

これは情報公開請求で、各施設の電力の使用量と金額をいただいて、私も手元にあるんですが、一番多いのは第1浄水場、それから、2番目に多いのは第2浄水場、それから、3番目は保健福祉センター、4番目は岩出市役所、少なくとも上から10番ぐらいまでを見ますと、非常に電力の使用量が多くて、私のこの統計によりますと、この金額を今発表されましたが、3年間でも1億3,000万から1億6,000万、電気代に岩出市の税金が使われているということになります。

それを計算して、1億6,000万の最低で見積もって6%としても、その金額は出てくるわけでありまして。それだけ支出が減るわけでありましてから、他の予算に振り分けをすることができるということになるかと思います。

全体的な流れでは、各地方自治体においても、そういう取り組みがされておりますので、これは近隣で言えば、泉佐野市がP P Sを導入して収入を得て、1,000万から収入があったと言われております。自然エネルギー庁の試算では、下水道処理施設、それから、体育館、学校、公民館等、やはり電力をよく使うところ、中学校、小学校もそうなんです。ぜひ、岩出市公共施設を選別をして、そこら辺の使

用量を見ながら、P P S の導入を早期に実現をしていただきたい、そのように考えておりますが、市の考えをご答弁ください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えをいたします。

いつ電力調達をしていくのかにつきましてであります。

今後、削減の効果など、調査・研究結果から総合的に判断し、検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 総合的に判断していただいて、それは結構なんです、早期になるべく早い段階でP P S の導入をぜひ実現をしていただきたい。入札制度に基づいて、公平な価格でやっていただきたいということとあわせて、これは総合的に判断する。いわゆる、今申し上げましたように、各P P S の団体が無料で、各地方自治体の電力の試算を導入すれば、これだけ支出が少なくなるという、無料でやっている機関があります。これは押しなべて全体的に統一されているんですが、その団体に申し込みをして、岩出市の電力の使用量について、どれだけ減るのか、どれだけコストダウンになるのか、早期に判断を求めておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問に答弁をさせていただきます。

入札制度の導入につきましては、総合的に判断をし、検討してまいりたいと考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後4時5分から再開します。

休憩 (15時50分)

再開 (16時5分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、7番目の質問をさせていただきます。

市民プールの事故についてであります。

午前中も議員のほうから質問がされておりますが、私は私の観点から今回の事故について質問させていただきたいと思います。

私は、昨年的一般質問において、市営プールの管理監督について、この場で質問をさせていただきました。管理面で答弁をいただきましたが、管理面での問題点から死亡事故が各地域で起きております。受託した管理会社が再委託して、指導監督に手抜きがあったのです。

岩出市にはこんなことはないと思いますがということで、例えば、夏場になり、プール等において、これら指導員、監視員が入ると思いますが、これの監視員のあり方について、死亡事故が発生した団体ですが、日本水泳連盟、日本赤十字社等の講習を修了した者及び経験者を適正に配置して、管理体制を確立するということをもっとうたっておきながら、それをやっていなかったことが事故につながったということもありました。教育委員会としても、プール開設に当たっては万全体制で臨んでいただきたい。

また、賠償問題では、民間の場合は民間が賠償するんだということでしょうが、しかし、国家賠償法の観点からいうと、全て地方公共団体は関係ありませんよという立場にはないと、私は考えております。これらを委託した賠償責任を果たすことができないような企業であれば、当然、その賠償について、地方自治体のほうに波及してくると思います。そういう意味で、その見解をお聞きをしたいということで、当時の中谷教育部長の答弁であります。教育委員会では、学校のプール、また東公園、交通公園プールがあります。

まず、プールにつきましては、開場前に清掃等を行う中で、先ほどから言われている事故等起こった水の吸い込み、排水口のねじをチェックしております。それから、監視員については、両プールとも直接やっている中で、監視員の募集等を行っていく中で面接を行い、また経験とか、それから、例年来ていただいている方もおります。そうした中で監視員を選んで、万全の体制で臨んでおります。直接やっているので講習会を受けておりません。市のほうから、担当職員からいろいろな対応、講習をやっておりますという答弁をされておりました。

私は、そのときに、直接やっているからとして、正規の講習会を受講させない点は問題であると。今後は、これらも十分やるべきであるということで、その際、万全を期していただきたいということを指摘をしておいたわけであります。

今回、その事故によって、この事実関係について、どうであったのか、検証していく必要性が当然あると思うんですが、まず第1点、お聞きしたいことは、新聞報道では、教育長か教育委員会の人でありましょう、市は大プールに小学3年生以下は保護者とともに入るよう呼びかける看板を設置して、救命講習を受けたアルバイト3名を監視員として配置をしており、監視体制に問題はなかったということを、これは毎日新聞の報道であります、事実、そういうような発言をしたのかどうか等もあるんですが、その上で、まず第1点目は、8月27日発生時及びその後の5歳児の容体については、いまだに意識不明の重体なのかどうなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、2点目は、問題点や課題について検討され、集約されているのかどうか、その後どういような会議をされておるのか、そこら辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目に、二度と再び起きないように決意をしていただくと同時に、私としては提案をしたいんですが、この事故を受けて、第三者委員会なるものを設置して、専門家を含めて、具体的に今後どうしていくのか、そこら辺についてのお考えはどうか、お聞かせください。

○井神議長　ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　尾和議員の質問の7番目にお答えいたします。

このことにつきましては、午前中に吉本議員のご質問でお答えしたとおりであります、ただいまご質問の子供の様子でありますけれども、先ほども述べたように、現在も県立医科大学の附属病院にて集中治療室で治療が続けられておりますが、現在もなお意識不明の状態にあるということでもあります。

2点目の問題点や課題について集約をしているのかということについてですが、これも先ほどお答えしたとおりであります、今後の対策も含め、現在、調査・検討中であります。

3点目の第三者委員会の設置につきましては、現在、その考えはございません。

以上です。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　教育委員会担当なので教育長が答弁されたと思うんですが、私は、事故が起きるといのは、これは偶然ではないと思っております。必然ですね。未然に

防ぐ努力を行った人間がいるのであります。それについてご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目に申し上げたいのは、私は、先ほど新聞報道で述べておるようなことを、いみじくも担当者が思っているのであれば、問題の解決にはならない。責任をなすりつけているのではないかなというように思っております。

それから、5歳児のプール、児童について、看板を設置して、放送をしているから、それを見たらわかるんだと。保護者にもそういうふうに呼びかけているということをおっしゃっていますが、私は、朝、午前中、そんなにプールに入っておられる方も何百人という形で入っている状態でもないし、聞きますと、22名でしたかね、小プールと大プールは22名、そんなに、3人の監視員が目届かないことは、私はないと思うんですよね。浮いていたということが察知をされて、そのことがきてるということについては、これはやはりどこに問題があったのかということを実際に考えていただく必要がある。

これから問題を抽出されて、1個1個潰されていくと思いますが、私は、事故が起きるのは、必然的にあったのではないかなと。私が、昨年、一般質問で指摘した以降、どのような取り組みをされてきたのか、それについてお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　尾和議員の再質問にお答えします。

まず1点目、どんな対策をしてきたのかということでありまして、常に、我々は事故が発生しないように運営に努めてきたところであります。今回、市の施設で事故が発生したということにつきましては、先ほどからも申し上げておりますように、重大なものと受けとめております。今後、検証を加える中で、再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

新聞報道等につきましては、問い合わせ等の中で、現状をどのような体制であったのかとか、そういうことを答えていく中で、そういうふうな報道になったのかということで、その点については定かではございません。

どこに問題があったのかということにつきましては、先ほどからも言っているとおり、現在、正確を期するため、より慎重な事実確認とか調査を行っているところであり、今後、これらについて検証を進め、再発防止に努めていきたいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 そうしますと、新聞報道なんです、監視体制に問題はなかったというように載っておるんですが、これは誰がこういう発言をされたのか。事実でないことを新聞社がこういうような記事にしたのかということなんです、監視体制に問題はなかったということをやはり載せること自体が、私は問題やと思うんですよね。まだ、事故後、精査もしてないし、いろんな課題も抽出されてない中で、一面的に監視体制に問題はなかったんだと。これだけ聞きますと、市はこの事故については責任ないんだと。一貫して、朝からの答弁でもそうなんです、重大に思っているということ、第三者的な発言が多いんですよね。当事者としての認識が欠けているのではないかと、私はそのように思わざるを得ないんですが、その点についてどうなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、第三者委員会をなぜ設けるかという問題であります、今、教育長は、第三者委員会については設置する考えないんだと断定をされたと思うんです。私はそうじゃなくして、もちろん担当部も課も入れて、第三者の目を通して、抽出していくと。問題点を洗いざらい出していくと。それで検討していくと。それで結論を得ることがないと、やはり、具体的には解決しないのではないだろうかというふうに思っております。

これは、泉佐野で小学校のプールで死亡事故が発生したときもそうなんです、そのときも、これは小学生が亡くなられたという事案があったんですけども、それについても教育委員会に傍聴したり、議事録を読んでいく中で、やはり、最終的に責任のなすり合いをしておったというのが実態になるんですね。

これでは問題解決になりませんので、率直に二度と再び起こさないという決意があるなら、第三者の目を通じて、第三者委員会を立ち上げて、いまだに5歳の児童が意識不明の重体だと言われておりますから、ぜひ早く回復していただきたいと私は念じておりますが、そういう意味でも、1人の命がかかっているわけですから、いろんな手法を通じて問題解決の一助にしていきたい。そういう意味で、第三者委員会、それは名称はどんな形でも結構ですけども、それに伴う検討機関、教育委員会だけじゃなくして、そういうような設置機関を設けて、再検討をするということが求められると私は思っているんですけども、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の市答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

この問題は教育委員会が責任持って調査を行い、内部調査を進め、再発防止に全力を注いでいきたいと考えております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○井神議長 異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

これにて、平成27年第3回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(16時20分)

地方自治法第１２３条第２項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

平成２７年９月１６日

岩出市議会議長 井 神 慶 久

署名議員 福 山 晴 美

署名議員 市 來 利 恵